

平成19年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成19年6月22日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成19年6月22日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成18年度港整備交付金 日良居漁港浮棧橋設置工事」)
- 日程第3 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第4号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第5号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成18年度港整備交付金 日良居漁港浮棧橋設置工事」)
- 日程第3 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第4号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第5号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(24名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 安本 貞敏君 | 2番 伊東 梅芳君 |
| 3番 土手 正喜君 | 4番 平野 和生君 |

5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	副町長	椎木 巧君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	村田 雅典君	総務課長	吉田 芳春君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	浜中 清孝君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。14日の本会議に引き続き御苦労さまでございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が8名でありますので、通告順に質問を許します。

最初に、8番、神岡光人議員。

議員（8番 神岡 光人君） おはようございます。私は、平成17年の第2回定例会において、志佐漁港沖の防波堤の新設の実施時期等について町長に答弁を求めたところであります。

あれから2年ばかり時期が経過しておりますので、防波堤の新設を求めた経緯について再度申し上げますが、志佐漁港沖は、防波堤延長の不足と県道バイパスの拡張に伴う漁港補償施設が建設されたことにより、天気の良い好天時には漁港内の反射波等で船の係留が大変困難であります。

さらに、平成16年の台風18号で係留船3隻が港の外に流されたほか、多くの船が浸水する被害を受けました。こうした苦い経験は、二度と味わいたくないのが地元の皆さんの本心、思いだと思います。

地元の漁業関係者が安心して仕事に専念できるよう、志佐漁港沖の防波堤建設の早期着工を求めたものであります。その際、町長は平成20年と平成21年の2カ年での整備をめどに、国県に新規事業として要望したとの御答弁であったと記憶しているところであります。

町長の答弁された平成20年度は来年と迫っており、平成17年の一般質問の後の志佐漁港沖の防波堤新設にかかる国県等との協議の進展状況、また財政状況が厳しい中ではありますが、建設へ向けての町としての方針についてお答えいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、神岡議員さんの志佐漁港沖の防波堤の新設にかかる対応及び進捗状況についての御質問でございますのでお答えをいたします。

神岡議員さんの方から、志佐漁港沖の防波堤の整備に関する質問があったわけでございますが、17年の6月の議会であったわけでございます。その後、平成17年の9月に、次期漁港漁場整備長期計画の策定に関する県の説明会が開催をされたわけでございます。

この説明会は、国が県、市町村の資料をもとに平成14年に策定をした漁港漁場整備長期計画

が平成18年度で終期を迎えるため、これに続く次期計画を策定をすることが必要となったことにより開催をされたものでございます。

漁港、漁場整備法の第6条の3に、農林水産大臣は漁港、漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、漁港、漁場整備事業に関する長期の計画の案を作成をし、閣議の決定を求めなければならないとありますように、閣議決定により計画が整うということになります。

現在、実施をしている各漁港整備事業は、平成14年から18年度までの5年間を計画期間とする漁港漁場整備長期計画にあらかじめ計画を上げているわけでございますので、例えば平成20年度から漁港の整備をする計画がある場合は、平成19年から平成23年までの5年間を計画期間といたしまして策定をされる次期漁港漁場整備長期計画に上げておかなければならないということになるわけでございます。

議員が御質問されました志佐漁港の防波堤整備につきましては、平成20年度から21年度までの2カ年で整備との方針で、次期計画の市町村資料を県に提出をいたしまして、ヒアリングを受け協議を重ねてまいったわけでございます。

この次期漁港漁場整備長期計画は、先々週の6月8日に閣議の決定が既になされたところでございます。

以上申し上げましたように、整備の基本的な方針は次期漁港漁場整備長期計画によるところでございます。現在、平成20年度の概算要求をしているところですが、今後は補助事業の採択にかかる諸手続や過疎地域の自立促進計画の変更について、議会の御議決を賜るなど、計画に沿った事業の実施に向けて準備をしまいたいと考えているところでございます。ひとつよろしくお願いをいたします。

以上で答弁を終わります。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） 大変前向きな御答弁いただきました。私といたしましては、地元の漁民の方々が安心して、そして安全に仕事に従事できる環境の整備、これが一日も早く確実にをただ願うものであります。

先日も、現場付近をちょっと潜ってみました。そしたら大きなタコが、4キロぐらいのこのぐらい大きなタコが2杯と、サザエを十二、三個とりました。明るる日、市場へ持ってって小遣いにはなりましたけども（笑声）それはまあいい漁場でありますし、ああ、これはまあ余談の話であります。済いませんでした。

本題へ戻りますが、こうした工事が2年ぐらいの工期でできるんでしょうか。仮に、2年の工期でできない場合、予算がないので中途半端で終わるようなことも危惧されます。こうしたことがないよう、採択される前にしっかりと町長さんから県に対して念を押していただきたい。そう

していただければ、地元の方も安心、私も安心でございます。そのあたりの御返事を再度お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 神岡議員の御期待に沿うよう、鋭意努力をいたしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） ありがとうございます。私の期待しております回答をいただきました。今回、こうして私自身再三の質問をいたしますのも、来年は私たちの選挙があります。その上、降ってわいたように定数問題で削減の議論も始まっております。私には、苦い経験がよぎってまいります。（笑声）

旧町時代、定数18人を16人に削減したせいで、2票差の17番目の次点で涙をのみました。悲しくもつらい惨めな4年間を過ごしました。今回も、定数を多く削減しますとまた苦戦しますので、ほどほどにお願いしたいものであります。（笑声）

私が議員でいる間に確約をいただきたいのであります。地域の関係漁民の方が安心して生活ができることを願っての質問要綱であります。町長さんにおかれましては、早期の確実なる実現に向けて関係機関へ働きかけ、さらなるお力添えをお願いいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で神岡議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、21番、平川敏郎議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 改めましておはようございます。21番、平川です。通告させていただきました児童館、児童クラブの管理運営についてで質問させていただきます。

私、児童館の管理運営については、旧久賀町、また周防大島町平成17年度6月定例会においても質問させていただいております。担当課としては、国、県の補助金等を十分考慮されて協議検討されていることに対し、感謝はいたしております。

本町には、現在久賀福祉センターを初めとして児童クラブを8カ所開設しており、留守家庭その他の状況により子供の指導対象となっているものにとってどれほど社会教育、地域教育において、子供にとって必要不可欠かつ大変感謝しているのが現状であります。

本町の児童クラブによっては、3期休業中以外の平日には午後1時から午後5時30分までの児童クラブもあり、3期休業中は午前8時から午後5時30分まで学童保育を行っているクラブもあるのが現状であります。

しかしながら、特に周防大島町福祉センター条例第14条では、児童館の開館時間は午後2時から午後5時までとなっております。特に、3期休業中は午前9時から午前12時までとなって

います。

さきの定例会においても申し上げましたが、このクラブの対象となる児童は小学校1年生から3年生だと思えます。特に、小学校1年生は4月初旬に入学し、社会環境に順応されているでしょうか。それぞれいろんな面で理解されている児童、理解されていない児童とあるのではないのでしょうか。

留守家庭、その他理由のある家庭にとって、児童館、児童クラブに登館できるということには、安心して子供を託すことができ、児童クラブの学童保育の中で社会教育も養うことができると、大変感謝しているという声をたくさん耳にします。

仕事を持っておられる家庭では、早くても午後5時が終業で、子供を迎えに行くのが午後5時30分の方は今後どのようにしたらよいのか、途方に暮れ社会福祉協議会にも相談に行かれた方もいらっしゃると思います。

3期休業中も同様なことが大いに言えます。児童クラブの学童保育時間がまちまちであります。3期休業中以外の平日の午後2時から午後5時までを、午後2時から午後5時30分までにできないものか、また3期休業中の午前9時から午前12時までを午前8時から午後5時30分までに、検討の上一刻も早く実施できないものかをお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、平川議員さんの児童館の管理運営についての御質問でございますのでお答えをいたします。

放課後児童のクラブの開設は、平成19年度は町内、お説のとおり8カ所あるわけでございます。久賀の児童館以外は運営を委託をしております。保育所で開設をしております2クラブについては、長期休業中も午前午後運営をしておりますが、他の6クラブにつきましては、長期休業中は昼食とかあるいは指導員等の関係で、おおむね午前中だけの運営となっております。また、平日の開設時間につきましては、各クラブの実情によりまして実施をされておりますけれども、おおむね3時間の開設となっております。

お尋ねのように、久賀の福祉センターにございます児童館で開設をしている児童クラブにつきましては、平日は午後の2時から午後の5時まで、3期休業中は午前9時から正午まで実施をしておるわけでございます。

平成17年度より検討会、あるいはまたアンケート調査等夏期休業中の久賀児童館の開館につきまして検討を始めておりますけれども、平成19年度より児童クラブ事業が、これが文部科学省が実施をいたします放課後の子ども教室推進事業、それから今度は、厚生労働省が実施をいたします放課後児童健全育成事業を一体的に実施をいたします放課後子どもプランの事業として位置づけられることになったわけでございます。

改正の中には、開設日数が250日未満のクラブは平成22年度以降は補助を廃止するので、長期休暇を含め条件整備に取り組むことという内容がありますが、これによりまして土曜日の開館につきましては検討する必要があり、そのほかにも長期休業中と授業のない日は1日8時間の開設が義務づけられております。

なお、事業の見直しに伴います補助金の増額は示されておりませんので、土曜日の開設等開館時間の増加によります人件費の増額とか指導員の確保とか、昼食の時間等久賀児童館を含めまして各児童クラブが対応できるのか、極めて疑問に思うところでございます。

現在、久賀の児童館におきましては、児童厚生員の勤務分担、福祉センター事務員の対応、あるいはまた報酬面等受け入れ体制の整備の検討、個人負担とか利用料の増額、昼食の方法など、引き続き検討をいたしております。

今後は、放課後子どもプランの一環でございます放課後や週末等に小学校の空き教室を利用して行います放課後子ども教室推進事業への移行についても視野に入れまして、町教育委員会とも検討をしていきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） この問題は、ほかの児童クラブでも学童保育時間の延長を要望していると同僚議員からもお聞きいたしましたので、担当課の方ではいろいろと協議検討されたことには感謝いたしており、理解しているつもりです。

先日説明を受けましたので、児童の登録人数、開設日数により国、県の補助事業となり、補助金が随分違うということも理解しております。児童福祉法で定められている児童厚生員の確保に伴う予算の増額等があるとしても、登録されている方と利用料の説明等を踏まえて、時間延長に伴うアンケート調査、また要望等も必要であると思っておりますがその点についてと、久賀福祉センターでは運営審議会が毎年開催されておりますが、昨年はこの点についての提言、協議がなされなかったということを答弁をお聞きしましたが、ことしの運営審議会ではこの点についての提言、協議はどのようにやったか、その点について、この2点を再度お尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 今回の児童クラブの改正によりますと、平日は1日平均3時間以上開所すればよいということになっておるわけですが、補助基準は昨年度と変わったところはございません。

開所時間につきましては、基準を満たすように各クラブが独自で定めておりまして、開設日、利用料、カリキュラムなども、各クラブが独自に登録児童の募集時に今示しております。保護者会も、年度初め等適宜開催をいたしまして、保護者からの意見要望を聞くようにも

しておるところです。

開設時間の延長、3期休業中などの8時間保育を行うと指導員の私生活にも影響が生じるということで、現在の補助額など費用面、開設の場所などの問題もあります。すぐには難しいと思いますが、各クラブと協議をしていきたいと思っております。

先ほどからの、平成19年度から創設されました放課後子どもプラン、この点につきましてちょっと概要を申し上げますと、子供を取り巻く環境が大きく変化しておるということで、子供たちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するということで、子供の安心、安全な居場所づくりをつくるということで放課後子どもプランが創設をされました。

これまでの放課後対策ですが、親が就労などによって家にいない家庭の児童を対象に、放課後や週末等の時間を安全に過ごすための、現在質問がありました放課後児童クラブ、それと平成16年度から、親の就労のあるなしにかかわらずすべての児童を対象にした地域子ども教室推進事業が実施をされておりました。

放課後子どもプランは、文部科学省の所管の放課後子ども教室推進事業、それと厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業を統合して新たに2つの省が連携をして、全小学校区で放課後や週末に余裕教室を利用して地域の方々の参画を得て、総合的な放課後対策を推進しようとするものであります。

この事業、2つの事業は所管が違うわけですが、いずれも子供が安心して遊ぶことができる居場所の確保という目的のために実施をされておまして、今後は教育委員会が指導して、できる限り一体的な運営を目指してほしいということのようであります。

しかし、留守家庭の子供たちを対象とした児童クラブ、それと対象を絞らない子ども教室というのはもともと役割が違っておまして、実施に当たっての問題点もあるということに相なります。

子ども教室につきましては、開所日が各学校区の体制で実施をできるということで、日数とか時間は特に決められてはおりません。児童クラブにつきましては、平成21年度までは特例によりまして現行どおり補助対象となるわけですが、平成22年度から大幅に改正をされるということで、開設日数が現在200日以上が250日以上、開設時間も1日3時間以上が長期休業間は8時間以上が1日となるということで、現在長期休業期間で6クラブが午前中の開設ということで、それが開設日数とならないということで補助対象外となるという問題があります。

その補助金額もふえない、その中で開設日や時間をふやして人件費が賄えるのか、指導員の確保ができるのかなど、久賀児童クラブだけでなくすべてのクラブの問題にもかかわってくると思っております。

次に、ことしの久賀福祉センターの運営審議会での児童館運営に対する提言、協議ですが、開

館時間について平日の時間延長、夏休みなどの時間延長について検討するように提言がありました。

以前の一般質問で、検討努力すると回答いたしておりましたので、昨年度夏休みに1日保育の試行を計画をいたしました。学校行事等によりまして希望者が少なく中止をした経緯もありますが、本年度も官庁指導員と協議をいたしまして試行を実施することといたしております。

このように、未来を担う子供たちのために、安全で安心な子供の居場所を確保する大切さは十分認識しております。平成21年度までには方針を出さなければいけないので、今後児童クラブとして充実して実施していくのか子ども教室として新しく実施していくのか、教育委員会や各児童クラブと協議してまいりたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） たびたび済みません。久賀児童館、児童クラブのみ町の直営でありますし、ほかの7クラブは委託しているようでございますが、私は先ほど申し上げた時間延長等々で久賀のその時間延長が不可能とあれば、逆に久賀地域にも保育園、小学校等がございますが、その辺の考えで今後委託していく考えがあるのか、済みませんもう一度、再度お尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 私どもも、検討する上で一番の問題が昼食をどうするのかということですが、それが1日保育を行う上での障害になるということで、もし1日保育を行うとすれば弁当持参させるしかないのではないかと考えております。

御指摘のように、民間の保育園で児童クラブを開設すれば昼食の問題もクリアできると思います。3期休業中も、それかまた土曜日の8時間保育についてもまた実証可能だろうと考えております。

久賀児童館につきましては、平日は今までどおり運営しまして、民間の保育園で時間延長の保育を行うという方法も1つの選択肢もあるかと思っております。ですから、授業のない日の8時間保育の実施、また年間250日以上の開館という問題があります。これらを視野に入れまして、御指摘のことについても検討していきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） どうか、明日を担う周防大島っ子のために、一刻も早くこの問題について取り組んでいただき、逆にもう一刻も早く実施に向けてやっていただくことを切にお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で平川議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、9番、田村三郎議員。

議員（9番 田村 三郎君） 9番、田村です。私の質問事項は、河川清掃における土砂の処分場所の確保についてであります。

質問の要旨については、東和地区ではかなりの自治会が、この梅雨時期前に河川の氾濫等を恐れて清掃を実施してるのが現状であります。それで、河川の周りの草、雑草については何とか休耕田持ってる方が捨てていいよというようなことで捨てさせてはもらってるんですけど、土砂については引き受け場所が全くないわけなんです。余りきれいな土砂ではありませんのでね。

それで、ことしはかなり苦慮して自治会長の畑へ捨てたんですけど、去年までは東和地区の、現在東和庁舎が新設ってますけどここの埋め立て場所、ここに捨てることができかなりみんな便利だったというかね、安心して捨ててたんですけど、さて来年からどうするんだというようなことで、清掃が終わって各役員で話し合ったんですけどね。いやあ困った問題だって、どこにも捨てる場所がないと。

ちなみに、2トンダンプ大体3杯分ぐらいなんです。かなりの量になるというようなことで、どっかないかというようなことで、この問題については支所にも行って相談したんですけど、確かに予算も少ないしね、自治会単位で何とか処分場所を探してもらえないかというようなお話もございました。

町としても、厳しい現状に、予算の関係で厳しい現状にあることは私なんか十分よく承知して、余り無理は言えないなと思ってはいるんですけどね。そこで、各旧町ではこの問題についてどのような対応してたのか。2点目は、自治会で多少の金出すから何とか町のそういう投棄場所、これ確保してもらえないかと。

でまあ、これが大きな3点目が、皆さん方で何らかの具体的な名案はないか、例えば使わなくなったため池等があればそこに捨てさせてもらうとか、新たに船が全く係留されてない港もあるわけなんですよね。そこを仕切って、そこを埋め立てに使えるかと、いろんな、何とか名案ないかというようなことで皆さんのお知恵借りたいと、執行部の何らかのいい対策はないかということについて質問いたします。よろしくお願いします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、田村議員さんの河川清掃における土砂の処分場の確保についての御質問でございますのでお答えをいたします。

町内の各地区におきまして、実施をされておりますクリーン作戦、また自治会によります河川清掃作業等につきましては、町内の環境衛生美化、良好な住環境の保全上からも大変重要なことであるわけでございます。町民の皆さん、またボランティアの方々の御理解と御協力につきましては、心から感謝をしておるところでございます。

さて、御質問の今まで河川清掃の際に発生をいたします土砂は、各支所がどのような対応をしていたのかという御質問でございますが、土砂を土のう袋に詰めて処分場へ搬入する方法とか、あるいは土のう袋へ詰めて仮置き場で乾燥させ、その後処分場へ運ぶ方法が見受けられたわけでございます。

次に、投棄場所を確保していただけないかということについてでございますが、今後具体的には土砂を土のう袋に入れまして、仮置き場で乾燥させ処分場へ搬入する方法をとっていきたいと考えております。

なお、処分場へ搬入した土砂につきましては、埋め立てごみの覆土といたしまして利用いたしますけれども、搬入運搬については処分場の管理の問題、いわゆるかぎとか搬入場所等があるため、各総合支所で御協議を願いたいというふうに思っております。

ただし、今ダンプに2杯とか3杯とかおっしゃいましたけど、大量の土砂が発生すると仮定される場合におきましては、運搬あるいは泥の処分につきましては、町が業者発注をする方法をとりたいと今考えておるわけでございます。したがって、事前に御協議をしていただきたいというふうに思っております。

今後とも、地域の環境、衛生美化等々につきましては御理解御協力を引き続きましてお願いをいたしまして、御答弁とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 大量に出る、2トントラック2杯、3杯、これについては町が業者発注していただけると、大変ありがたい言葉で、これそうしますと我々ユンボを借りてダンプも借りてやってるわけなんですけど、その辺までは一緒にやってもらえるのかどうか、再度ちょっと質問いたします。上げるだけ上げて、後は町が運んでくれるのか、業者がやって、その点再度お願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。ただいまボランティア活動、地域の方々の清掃等で、これと一緒に運搬、捨て土をしていと考えておりますので、今までどおりではあるんではございますが、したがって業者の方にダンプトラックを用意していて、地元の方と一緒に作業、積み込みをいたしまして搬入ということになろうかと思えます。

ただ、今まではバックホーとかそういうものの重機の借り上げというものは地元の方でお願いするというふうに申しておりましたけど、この辺も支所の方で、小規模等で一応協議をしていたければ助成もできるということになっておりますので、御協議を願いたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） はい。ありがとうございました。非常に助かります。

それと、関連質問でもう1つお願いしたいんです。質問しますけど、かなり川の中から鉄のくずだとかプラスチックだとか瓶だとか缶の腐ったような、いろいろ出てくるんですよ。これ役員が、作業が終わって役員だけ集合してきれいに洗って袋に集めるんですけどね、男の役員じゃあ正直言って全く役に立たないんですよ、仕分けやり方ようわからんで。それで、役員の奥さん方にも出てもらって、そして仕分けの方法を教えてもらって仕分けするわけ。

ところが、金属なんか1カ月に1回ていうのがあるんですよ。それを、一応公民館に、空き地に集めとってその都度こう出すんですけどね、これが非常に煩雑だということ、その日に集めたものは我々きれいに洗いますからね、何とか1週間前後で町の方で引き取ってもらえないか、そういう声もあるんですけど、その点ちょっと関連で質問いたします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの土砂以外のいろんな各種の廃棄物についての処理の問題でございますが、地域の方々によっていろいろボランティア活動、いろんな作業によって町域の美化活動、大変ありがたく感謝申し上げておるところでございます。

したがいまして、この地域で対応できますところの処分については地域でお願いいたしまして、あくまで地域で対応しきれない、今の、ですから金属、プラスチックいろんなものがあるかと思えます。そういった、地域でどうしても対応しきれないものについてはこれは、たしか田村議員さん御質問の中に財政上非常に厳しい中云々というくだりございました。

これは、財政云々ということじゃなくして、あくまで町としての行政責任として、最終処分については町が誠心誠意、地域で対応できないものについては今後も対応させていただきたいと考えておりますので、そういったものがある場合については総合支所、また生活衛生課の方へ御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 今の言葉聞いて大変町民も喜ぶと思えます。本当に、ひとつよろしく申し上げます。

これで質問終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で田村議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、18番、富田安英議員。

議員（18番 富田 安英君） オレンジロード（旧農道）の整備に伴う中小河川の補修について質問いたします。

ことしも梅雨に入り、集中豪雨の起きやすい季節となり、オレンジロード（旧農道）の整備に伴う前々から問題にされていた箇所（河川の氾濫による家や農地への被害）が心配されます。

ここ周防大島町も、以前は地区の人が出て道普請や災害復旧作業をしておりましたが、高齢化、共稼ぎなど人手不足から農地の荒廃や赤道の整備、用水路、河川などの環境保全の支障が起きております。

今、予算措置が難しいのはわかっておりますが、生命、財産に結びつく可能性が高いとされますので、早急に住民の要望のある場所より点検、整備、補修の対応をしてほしいとお願いし、一般質問といたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、富田議員さんのオレンジロードの整備について、またこれに伴う河川の補修についての御質問でございますのでお答えをいたします。

オレンジロードにつきましては、議員仰せのとおり、県営の広域の営農団地農道整備事業によりましての道路とかあるいは水路の整備がなされて、町道といたしましてこれが認定されているところでございます。ただし、現在も工事を進めている区間があります。県から譲渡された区域につきましては、順次町道といたしましての認定作業を進めているところでございます。

御質問の、河川の氾濫による家屋、農地への被害が心配される、早急な点検とか整備補修をとのことでございますが、河川の改修補修等につきましては、予算の範囲内で安全性、危険性を考慮いたしまして実施をしていきたいと考えておるわけでございます。

水路の点検につきましては、各地域からの要望書の提出等によりまして、現地にて状況の把握を行いまして確認をいたしておるところでございますが、補修等につきましては、地元において管理をしていただくということを基本といたしまして、原材料の支給とか小規模事業についての補修を関係者の方々にお願いをしているところでございます。

しかしながら、地元関係者におきまして、困難なような箇所もあることと思っておりますので、そういった箇所につきましては、補助事業で採択をしてもらうように考えております。

例えば、農業用かんがい排水路といたしましての整備をする場合には農地の保全を目的とすることから、事業採択においては地元の合意形成が得られ、それから耕作放棄園がないことが最も重要となっております。

また、各種事業によりまして採択要件がこととなっておりますけれども、かんがい排水路事業の採択要件といたしましては、最小の受益面積は1ヘクタール以上が必要となっております。

関係者によりまして提出をされます要望書等にて現地を確認をいたしまして、事業採択要件を満足をする地区につきましては国や県に事業要望を行いまして、年次計画によりまして事業を進めていきたいと考えておるわけでございますので、御理解のほどお願いをいたしたいと思っております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 富田議員。

議員（１８番 富田 安英君） 農道ができたおかげで農地へ行けるのが大変便利になり、また大変利用が、農家としては利用が大変よかったです。それから屋代川なり大きな河川までの水路が、山を削ることにより１カ所集中型の水、今までは水が来なかった水が１カ所集中型になってしまって、大雨が降るとそこに集まってそれから大川までの家とか農地に入る。

それで、国の政策で転換作業ち言いますか、水田転換作業ちゅうか、それが農地が崩壊にものすごく今つながってると思うんですよ。それで、山から農道から下の部分も大分農地が荒れてまいいりまして、水路がいろいろと、まっすぐ水路でなくなってよその畑を通過してまたよそへ水が流れるとか、いろいろ今問題がだんだん起きております。

町としては、予算的にはこれは地元がやるべきじゃあちいうようなのも結構あると思うんですけど、なかなか地元の人も対応しきれなくなってると言いますか、老人が多くなってますし金額も結構張るもんで、１０万円２０万円の金額やったらあまあ１軒当たり１万円ぐらいで済むところが、１軒が１００万円単位の工事が結構ふえてます。そこら辺のところをしっかりと考慮してもらいたいと思うんですが、そこら辺のところはどうでしょう。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。河川整備につきましては、予算の範囲内で安全性、危険性を考慮して順次整備をしていきたいと思っておりますけれども、水路につきましてはどうしても関係者の方の対応というのが基本となります。

小規模的なことにつきましては、先ほど町長の答弁ありましたように原材料とか小規模、これに対応していただきたいと思いますが、今災害復旧という事業がございますが、被災した箇所を災害ということで採択してもらおう高率の事業があるわけなんです。この採択におきましても関係者の方が整備をされているというのが条件で採択をされます。

だから、そういう整備がされていないと被災をしても採択をしていただけないという今状況になっておりますので、大変だろうというのは状況的にはわかるんですが、御理解をお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 富田議員。

議員（１８番 富田 安英君） 人口の減少と農道から下まで距離がだんだん、私らも水路を毎年田んぼつくるのに何キロという距離を草を刈ったりいろいろやってるんですけど、だんだん人数が少なくなかって、昔が１０何人いたのが今２人とか３人でやらなきゃいけないとかいう、大変難しい状況がだんだん続いております。

そこら辺は、なるべくその地域の人がやらなきゃいけないことはやってるつもりなんですけど、やれなくなるて言いますか、上が荒れると下の家なんか土砂が入って、何かこの責任だれがとるかちゅって言われても、農地を持ってる人が責任をとるわけにもいきませんので、なるべく対

応をよろしくお願いいたしまして質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。以上で富田議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、もう1件いきます。次に、24番、尾元武議員。

議員（24番 尾元 武君） 失礼しました。再度。平成16年10月に周防大島町が誕生いたしましたして、早いものでもう3年が経過しようとしています。この間、町内の一体感の醸成や、また安全安心な住みよい町づくりに向けいろいろ取り組みがなされてまいりました。

そして、合併後取り組んできました大型事業であります星野哲郎記念館、またリサイクルセンター、大島斎場などが完成、もしくは間もなく完成の運びとなり、残すは防災行政無線の整備のみとなったところであります。もちろん、大島病院や東和中学校の改築などの懸案事項はあるものの、今まさにハード事業からソフト事業への転換の時期を迎えていると考えます。

そういった中で、先般NPO法人主催の、今や深刻化する竹林整備等の竹に関するシンポジウムが開催されました。また、間伐材を活用した漁礁設置の取り組みも新聞等に取り上げられたところでもあります。

一方で、またマスコミに取り上げられなくても、またNPOのような法人格を持たなくとも、町内各地域で自治会単位やもっと小規模な単位で、あるいは旧町単位や町内全域といった大きな単位での取り組みを展開している団体もまたあるかもしれません。

また、そういった活動内容もイベントの開催、また介護予防や健康づくりへの取り組みといった環境美化への取り組み、そういったものかもしれません。さらには、その活動資金の調達方法もまた会費制であったり、全くのボランティアであったりと、その活動内容、活動形態は本当にさまざまであり、例を挙げれば切りのないと思われるところであります。

町財政が厳しいと叫ばれる中ではありますが、住民みずからが知恵を出し地域を支え、また活性化しようとする活動を支援することは、これからの周防大島町の町づくりを考えたときには大変重要なことと考えております。

町といたしましてのお考えを、その辺につきましてお聞かせいただきたいところであります。よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、尾元議員さんの地域づくり団体の支援についての御質問でございますのでお答えをいたします。

御承知のように、各団体は、地域づくりにつきまはしては地域住民みずからが考え、みずからが住みたくなる町づくりの実現に向けまして活動し、町はこれを側面から支援するものと認識をしておるわけでございます。

また、町や地域の活性化には、こうした地域づくりの活動が何よりも重要不可欠であると理解をしておるところでございます。こうした団体に対しまして、現在県の事業であります広域的に連携をして取り組む地域づくりを支援をいたします若者広域地域づくり推進事業を活用をいたしまして、またこれにあわせて本町でも地域づくり活動支援事業を設置をいたしまして、合併後の連携を重視をした活動への支援を行ってきたところでございます。

今後におきましては、国や県、そのほか活動支援団体の緒施策の動向を見極めながら、多様化、個性化する地域づくり活動を支援をするため、地域づくり活動団体の提案を支援をする制度を検討していきたいと考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、財政事情の厳しい昨今でございます。町の活力再生は、地域づくりに取り組む活動団体にゆだねる部分も大きく、また大変期待もしておるところでございます。

支援につきましても、より効果のあるものにしたいと、ちょっと待っていただきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いをいたしまして答弁いたします。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 今現在、地域づくり活動支援事業の設置ということで行っているという、連携を重視した活動ということで御答弁いただき、また地域づくり活動団体の提案を支援する制度を検討していきたいという、非常に前向きなお言葉をいただいたところであります。

そういった中で、私一例といたしまして近隣市町村であります、これは平生町であります。平生町の一例なんです、ちょっと御紹介をしてみたいと思います。これは、町づくりのアイデアとして地域の力発揮事業という事業であります。

ちょっと、この事業とはということをやちょっと読まさせていただきますね。未来をひらき、また人も町も生き生き輝く町ということで、その実現を目指しまして、この事業は住民みずからが創意工夫し、主体的に企画運営実施する活動を支援するもので、住民と行政がともに知恵を出し合う協働のまちづくりを進め、また地域コミュニティーの活性化、郷土への愛着心高まりにより、将来子供たちが誇りに思える魅力ある町の実現を期待するものであります、というのが主な目的であります。

そういった中で、この内容と申しますのが、私もちょっといろいろと感銘したんですが、ただしかし町が違いますので、周防大島町と重複した事業等との内容が含まれてる部分があります。

その辺は、いい悪いとかという部分じゃなしに、こういった前向きな事業ていうところのみ取り上げていただければと思うわけですが、これは応募の資格というのが、別に法人格とかどうこうにこだわっておりません。町内で事業実施をする自治会及び5名以上の町内在住者で構成されている団体、グループ等が対象という、非常に柔軟な資格、応募資格であります。

そういった中で、ソフト面及びハード面等々あるわけですが、その内容というのはコミュニテ

ィー事業、地域資源を活用した事業、また環境保全、景観形成事業、伝統文化の保存、継承、また福祉の支援、また世代間交流、また地域の安全や防犯にかかる事業等々であります。ハード面とここで紹介すれば、この辺はうちの方では別の事業であるんですが、小規模道路整備事業とかですね、小規模の水路の整備事業等であります。

その審査の方法というのが、まず書類審査で応募いたします。そのヒアリングの一時審査と、その中から選ばれた団体の公開のプレゼンテーションを行うのが2次審査であります。

そういった中で、それぞれにどういった活動をしたいという団体の代表者が集まられて、自分たちの情熱を審査員の皆さんの前で訴えるという、そういったおもしろい取り組みであります。

そういったことをやることを通して、やはり自覚と責任のもとに、また意義ある投資的予算というもので、また地域活動そういった活動内容にも非常に内容ある拍車のかかったものが展開されるのではないかと私も確信するところであります。

そういった、こういった町独自のアイデアで、まちづくりに対して向かっていく姿勢、こういったところが非常にこれからも求められるところではないかなと思うわけですが、先ほどの地域づくり活動団体の提案に支援する制度を検討していただけないかというそういった運びの中で、ちょっとこういったみずからのアイデアを持った取り組みに関して何か所管、御感想がいただけたらと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 有意義なお話をいただきまして感謝をいたしますが、本町におきましてもいろいろと取り組んでおる面も多々あるわけでございます。今後は、そうしたあなた方のお考えのように、地域総ぐるみですべてをやらなければならない時代が来るだろうというふうに思っております。

一般のホクレア号でもそうですが、大変観光協会等々の格段の御支援によりまして、向こうの方も大変満足するような大きなイベントになったわけでございます。したがいまして、やはりそうしたものをそれぞれ利用しながら、活用しながらお互いに町づくりをしていくということが大事であろうかというふうに思っております。

細部につきまして、本町でも取り組んでおる分野がありますので、総務部長の方から答弁させます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 今尾元議員から、一例といたしまして平生町の例を参考に御質問がございました。

本町におきましても、県の若者広域地域づくり推進事業、先ほど町長答弁いたしました、この事業につきまして平成17年度から19年度までの3年間で地域づくりの活動支援ということ

で、県の補助金2分の1を受けまして事業展開をしております。

また、県内におきましても、山口県を初め平生町以外のところでもそれなりに地域づくり事業ということで広く住民からアイデアを募集して、すばらしいアイデアについては補助金を出して事業を展開するという取り組みをやっているようでございます。

先ほど申し上げました県の事業につきましても、来年度、多分県のメニューが見直しというような状況になると思います。その時点までに、周防大島町としてこういった形でこれを引き継ぐ、あるいは新たな形としての事業展開するかということについて、いろいろな県内の状況等も見まして、長所短所含めて検討を進めていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） ぜひともよろしくお願ひしたいところであります。

私は、この質問等をさせていただき思いになりましていろいろと考える中に、やはり、どういふんですかとも歩むと言いますか、そういった中でのボランティア、また町づくりに対する意識の高揚、醸成と言いますか、そういったものが一番大切になってくるのではないかなと思うわけであります。

だから、住民と行政がまず一体感を持って町づくりに取り組む、そういった思い、流れというものを町全体に大きく浸透させる。逆に言えば、そういったことのためにはより一層の広報活動もまた求められてくるんじゃないかなと思うわけであります。

かつ、そういった今団体がこういった活動をしてるんだということが、合併して3年ですがまだまだ旧地区から抜け切れない、また旧地区のことが全くわからない、こういった人材の方がやってらっしゃるのか、そういったところもまだまだ不明瞭なところもあるわけであります。

でも、しかしながら同じ町になってとも歩むというそういった思いを持つ中に、例えば地域活動実践の報告大会とかそういった会を催して、一同にこういった会をやってる私たちですという、そういう発表会等も比較するというのも、一つの大きなより一層の流れを生む運びではないかなと考えるわけであります。

どこまでも、きょうこうして一般質問をさせてもらう中に、主従関係を申すならば予算をつけるという部分が主というふうにはちょっと思いがたい、やはりとも歩む姿勢、こちらの方が主体でありそこにまた予算的な投資、また人的な一体感、活動というのがあるのではないかなと感じたところであります。

是非とも、これからも地域の安心安全の町づくりに向けまして、また住みたくなる町づくり、税収の見込める周防大島町を目指しての温かい運びを今後ともぜひとも期待する中に、先ほどからの前向きな御答弁の中にしっかりとボランティアを推進する中に、私たちもその一環として精進しなければならないとまた肝に銘じて終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で尾元議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。12分間休憩いたします。いいですかね。
55分、10時55分です。

午前10時40分休憩

.....
午前10時57分再開

議長（新山 玄雄君） それでは着席をしてください。再開をいたしますので。はい、お疲れで
ございます。それでは再開をいたします。

一般質問を続けます。次に、16番、広田清晴議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一般質問を行いたいと思います。視点は4つの点から提起して
おります。それぞれ順次答弁を求めたいというふうに思います。

1つは環境問題であります。御承知のように、今町においては安全安心の町づくり、環境含め
て努力されよるというふうに思います。とりわけ、今回提起しておるのは2点であります。志佐
漁港の突堤延長に対する答弁については、先ほど神岡議員の方に答弁がありました。ですから、
重複する答弁は要りませんが、1点だけ先に言うときたいというふうに思います。

といいますのは、先ほど答弁の中で気にかかるものは、2カ年でやると。実際的に予測すれば、
2カ年では困難な事業ということが予測されます。そういうときに、どういう対応、今から要望
書を提起して実際的につくっていくわけですが、2カ年でほとんど不可能な、私の予測ですが、
状況が考えられます。そのときにどういうふうにやるのか。やっぱり、できるだけ早くというの
が神岡議員の趣旨でもありますし、私の趣旨でもあります。

また、この必要性については、旧町のいわゆる出身の議員さん方が連盟で要望書を提出したと
こであります。その点も含めぜひ答弁をお願いしたいと。この点だけについてですね、答弁をお
願いしたいというふうに思います。

2点目の安全安心の町の実質的な要望ですが、これは県道沿いのパラペット、堤防の一斉点検、
これぜひ県の方に要請していただきたいというのが1つです。

それと、余りにもひどい状況として戸田地区があります。今、戸田津海木間は今工事が開始さ
れておりますが、戸田の町中が非常にひどいという状況であります。ぜひ、早期に改善できるよ
うに県の方に要望し、実現の運びにこぎつけていただきたいというふうに思います。これが環境
問題です。

次に年金問題であります。御承知のように、この問題起こってから連日マスコミ等が流してお
りますが、いろんな状況が予測されます。そして、法律は通って第三セク間で一応取り上げてや

っていくということですが、それさえ実は5,000万件という膨大な事務量からすると、とてもじゃないが1年間でいわゆる可能かどうか。内閣総理大臣、責任をとるとかといって言いよるそうですが、実際的に業務量から言えばかなり厳しい状況ではなからうかというふうに思います。

そういう中で、町としては委託事務として長年やってきました。そういう中で、いわゆる台帳は等はどうなっているのか、ひとつ、領収書等はどうなっているのか、それとあわせて私今回提起したいのは、窓口をやっぱりきちっといわゆる社保庁回しだけにせずに、社保庁回しだけにせずに自治体としても窓口をつくったらどうかという提案でございます。それについての町長の考え方を問います。

次に、大島病院建設でございます。この建設については、私自身は非常に大事な建設課題であるというふうに考えております。しかし、多額な投資をするわけです。そしてまた、そのいわゆる了解と言いますか、が単純に議会だけではなしに、町民の多くの皆さんの御理解を得なければできないというのが私は病院建設の大前提であろうというふうに思います。

その点で言えば、今大事な点は町民の皆さん方にどう理解していただくのか、例えばこの間もかなり、いわゆる悪化した部分があります。例えば、ここ数年国の医療点数のいわゆる引き下げによる病院建設の難しさ、そして合併後の赤字病院に対する交付税、この分の減額分、そしてまたそのほかマイナス部分としては、先日も中国新聞に載っておったようですが、いわゆる起債の特例債の問題もいろいろあって非常に、例えば病院建設の難しさは改めて出てきよる。

また、それに合わせて近隣市町村の自治体病院が後退していくという中で、あえて今60床余り、医師、看護婦数の数の問題で60床であります実質稼動状況。それが、やっぱり99床必要ということになれば、それなりにやっぱり町民の理解、これが大事だろうかという点は私が言うまでもないというふうに思います。

その点で、執行部の方にはやはり責任を持って町民の皆さん方の御理解を得るための最大の努力、これを求めるわけでございます。これが、大島病院建設にかかる部分です。

次に、岩国基地の機能強化ストップは町民の願いという項目で2つ追加しております。

町長も、いろんな角度から町民の声聞かれておると思います。そしてまた、いろんな人の声もさまざま聞いておるかもわかりません。しかし、私は今回の岩国基地の機能強化に伴う騒音の拡大、事件や事故の拡大につながるという恐怖心、これは多くの町民が持っているのではないか、これが現実ではないかというふうに私はとらえております。

そうした中で、この間何が起こっているかといえば、国が法律改正をしてそれまでの支払い方法から、いわゆる国から自治体に対する補助要綱と言いますか交付金要綱と言いますかそれらも変わりまして、実際的には4ランク分けていろいろ考えていくというやり方ですね。いわゆる理解の度合い度、いわゆる協力の度合い度によって今後は交付金の支払い方を変えるんだというや

り方を面と向かっているようです。

そういう中で、過去のいわゆる約束事項、S A C O合意に基づく補助金の問題にして、例えば今岩国市の場合が、例えば同意してないんだからかつてのいわゆる交付金、補助金等についてはもうあれは関係ないんだと。いわゆるそんなに被害は大きくなくなるんだという言い方で、実際的には地方自治体のいわゆる運営をすごく圧迫するようなやり方でやっている。それが、きのうのニュースにあらわれておる状況です。これは端的な状況だろうというふうに思います。

そういう中で、私は今国がそういうやり方をするとしたら、ここ数年来議論してきた地方分権の流れと私は逆行するものではないかというふうに考えております。そしてまた、暴挙であるというふうに考えております。

町長の方は、こういう国のあり方、例えば町長自身もこの間あっちこっちに首長として、東京の町人会いろいろ行かれたと思います。そういう中で、こういうやり方についてはどういう認識をされているのか聞いておきたいというふうに思います。

また、今国が言うまま無批判に推移すれば、この周防大島町片方は伊方原発があります。そして、片方には上関に原発ができればとしております。そして、片方には岩国基地の拡大強化控えてると。本当にこういう状況の中で、安全安心で本当に住みよい町、住みよい島と言えるかどうか、この点についても町長の見解を聞きたいというふうに思います。

それぞれ、計画分については十分私なりにもうつかんでおりますし、できるだけ町長の言葉で答弁をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、広田議員さんの御質問にお答えをいたします。

第1番目が、環境問題の整備についてでございますが、安心安全の町の視点での県道沿いにございますパルペット、この一斉点検の要請と、戸田地区の早期改善の努力を求めるということでございます。

県は、既に町内の施設状況につきましては把握をしておるようでございます。予算の範囲内で補修を実施をしているというふうに聞き及んでおります。

当地区では、現在県道の改良工事が実施をされておるわけございまして、パルペットにつきましても、拡幅工事に伴いまして既設の堤防は一部撤去されております。新たな堤防が現在設置をされておりますが、すべてが改良されるということではありませんので、戸田地区を含む町内全般の問題といたしまして、補修等の要望を県の方に強く要望し上げていきたいというふうに思っております。

2点目の神岡議員さんとの重複いたしますが、いろいろこう部分につきましては設計等々がありますので、この方は改めてまた部長の方から答弁をいたさせます。

内容につきましては、神岡議員さんと同じでございます。

それから、年金問題につきましてでございます。1点目の町民の不安にこたえる立場から、相談窓口の設置についての御質問につきましては、現在国民年金についての問い合わせの電話が多くかかってきておるわけでございます。

内容につきましては、その内容につきまして御報告をいたしますと、紙台帳での過去の納付状態の確認及び取得、喪失の確認、年金手帳の記号番号、記録処理の指導、年金手帳の再交付等の業務、また厚生年金関連については、社会保険事務所への照合を行っております。よって、相談窓口業務を別途開設をしなくても、町民の方々の不安解消に努めていると思うわけでございます。

次に、2点目の年金台帳の保管、領収書の状況についての御質疑でございますが、台帳の状況につきましては、昭和36年4月に市町村に国民年金の納付が開始をされまして、平成14年4月1日から社会保険庁へ所管が移行されました。

さて、年金台帳の保管記録につきましては、当初は紙台帳によりまして管理をしておりました。事務の電算化に伴いまして、磁気テープによるデータ管理に移行されまして、移行までの納付記録につきましては紙台帳にて、医療保健課にて保管をしておるわけでございます。

旧町の事務の電算化時期につきましては、参考までにそれ報告をいたしますけれども、旧大島町が平成5年度、旧久賀町が平成8年度、旧橘町が昭和60年度、旧東和町が昭和59年度となっております。

それから、領収書の保管の状況につきましては、検認台帳とあわせて保管をしておるわけでございます。

それから、次は大島病院の建設については、多額の投資での建設であるので、その必要性について十分町民に対する説明責任が求められるとの御質問でございますのでお答えいたしますが、私は町民の命を守ることが私に与えられた使命だとずっと考えております。

今後も、3病院の健全経営のもとで運営をしていきたいと考えておりますけれども、今後の医療供給体制は、急性期入院医療の平均在院日数がさらに短縮をされていくと考えられております。

しかし、治療後すぐに在宅医療や介護保険施設に直結することは困難な場合が多く、急性期以降の入院医療を提供する病棟とか、病院がより必要となってまいります。また、在宅医療や介護保険施設において入院を要する状態となったときに、すべての患者が急性期病院に適合するものではなくて、地域において利用者の状況を配慮した入院医療を提供する病棟とか病院の需要も拡大すると考えられ、そういった観点から大島病院の新築移転を早急に考えておりました。大病院の入院期間の短縮による早期退院の受け入れを考えていくのが自治体病院の使命であると考えておりますけれども、経営は大きく圧迫されると予想されるわけでございます。自助努力をしても赤字が出るようであれば、内部留保の取り崩しもやむを得ないというふうを考えておるわ

けてございます。

住民に対する説明につきましても、周防大島町合併時に行いました住民アンケートによりまして、医療の充実を求めることは多くの住民からの希望でもありました。周防大島町の総合計画の中にも、年次計画といたしまして大島病院の移転、新築は計画され、十分住民への周知は行ってきたと思っております。

説明会等も、近隣住民に対する説明会を昨年10月7日に行いましたし、土地収用法に基づきます説明会も5月の8日に行いました。その中で、医師の招聘や病室等の改善を含めまして、早くいい病院の建設をしてほしい等の要望を受けておるわけでございます。

今回、新聞等で報道されております財源内訳の変更につきましても、先般全員協議会での説明をいたしましたとおりでございます。なお、平成3年に今の前身であります大島郡国民健康保険診療施設組合の組合長に就任して以来、平成7、8年には東和病院の増改築、平成9年にやすらぎ苑の開設、それから平成10年には大島看護専門学校の開校、平成12年には橘病院の新築移転並びにさざなみ苑の開所等計画をし、これを実行してまいりましたけれども、その間安定した経営を行ってまいったと思っております。

今後も、この地域への医療提供は「げんき、にこにこ、安心で21世紀にはばたく先進の島」の重要な要素と考えておりますので、大島病院の移転新築につきましては議会、関係各位の御協力をいただきながら実施をしていきたいというように思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思っております。

それから、岩国基地機能の強化についてでございますが、騒音、事件、事故の拡大につながることに對する町民の不安は計り知れない。国が行おうとしている、金で差をつけ押しつけるやり方は暴挙であり、地方分権の流れとも逆行しているが、国のやり方は正しいと思うかというお尋ねでございます。

国防は、我が国の安全を確保する上で、我が国自身の努力のみでは万全ではないと思っております。日米安保体制によって、地域や国際社会の平和と安定にも重要な役割を果たしており、国防は国の専管事項でもありますので、そのやり方が正しいとか正しくないとか私が論評する立場にはございません。

一方、国におきましては、在日米軍再編につきましても日米合意に基づく閣議決定を踏まえまして、米軍再編特別措置法の成立や所要の予算措置など、実行に向けた取り組みが着々と進められております。

本町におきましても、住民生活の安心安全を確保するため、十分な騒音対策や安全対策の措置を求めていたところではありますが、この中で岩国基地再編におきまして三蒲地区等でW値が70を超えるという新たな不安が広がっておりますので、航空機騒音測定装置の設置を国へ要

望してありましたところ、この3月に蒲野中学校の屋上に設置をしていただき、具体的な安心安全対策を講じているところでございます。

私といたしましては、今後とも住民生活の安心安全を確保するため、地域の実情を踏まえた騒音対策や安全対策を国へ要望してまいりたいと考えております。

また、上関原発の建設計画に伴う安全性につきましても、地方自治の原則から地元上関町の意向が尊重されるべきであると思っております。しかし、原子力発電もエネルギー政策の中で国策と位置づけられている以上、国の責務の例外ではないわけでございます。国や事業者の責任において、当然安全性が確保されるものと認識をしております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。岡村産業建設部長、答弁。

産業建設部長（岡村 春雄君） 環境整備の の志佐漁港の防波堤、これについてお答えいたします。

この志佐漁港の防波堤新設につきましては、港整備交付金事業で平成20年度から着手ということで現在概算要求をしているところでございます。平成20年度の1月ごろになろうかと思っておりますが、このときに本要求となります。内容につきましては、平成20年度で1億5,000万円、平成21年度で1億2,000万円、計2億7,000万円を想定しております。

内容といたしましては、平成20年度で測量設計、そして沖防波堤の今のところ60メートル延長を考えておりますけれども、この基礎部分になろうかと思っております。それで、21年度が沖防波堤の60メートルの堤体工上部工になろうかと思っております。

それと、既設の部分があるわけですが、新潮位で今度新設の部分を考えますので、既設の部分のかさ上げ、約116メートルありますが、このかさ上げが可能となるのではないかと考えております。

ただいま申しましたように、事業費2億7,000万円、それと延長につきましては既存の防波堤の設計を参考にはじいておりますので、この概算でいきますと2カ年の施工は可能ではないかと考えております。2カ年では困難ではないかということなんですが、現時点では可能ということで早期着手、早期完成に向けて努力をしていきたいと考えております。

ただ、測量設計によりましては、この延長、当然金額も変わりますし延長の増減というのは考えられますのでその辺は御理解いただきまして、また国県との協議により当然事業費の配分というものもありませんから、延長、施工完成年度の延長というのもありますけれども、町といたしましては2カ年で完成するように努力をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 志佐漁港については今概況報告ありましたので、ぜひ、先ほども言いましたが、旧町の議員さん方が一致して要望書を提出したいということも再度思い出していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、戸田地区、環境問題の戸田地区であります、実際的にあっこ現地行ってもらったらわかるんですが、県道沿いかなり低くてひび割れがしちよると。ほで、今町づくり、東南海地震のまちづくりの中で、聞くところによると7.5強か何かの地震を想定したまちづくりということをされているそうです。

実際見てからね、あの地区を見てひとたまりもない、今高潮だけでどうなるやらわからん、高潮て言いますか通常の高潮だけです、そういうときにやっぱり早期にあそこの、今工事をやるところは津海木戸田間なんですよ。

ほいで、私が今要望しているところはいわゆる町中なんですよ。ですから、その町中を早期にやらんと天災のおそれが発生するちゅう箇所なんです。これは、各職員さん方、安下庄へ帰る人がおられましたら、あそこ、町中の堤防を見ていただきたいというふうに思うんですよ。特に危険だと。

ほいで、町長の方も既に、県は全体を掌握しているというふうな答弁もありました。掌握してただけじゃよくなるんですよ。確かに、言われるように県の予算の中でやっていくわけなんです、実際的に非常に危険箇所についてはやっぱり着実に、早期にやらないといけないところと私は位置づけております。危険な箇所だと。そして、住宅が一応今では密集している地域ということなんです。

ですから、そこは当然早期に、対象からすれば早期な部分ではないかというふうに思いますので、その点について町長、助役、もしくは担当課の方から、その考え方について答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 戸田地区の防波堤のクラックにつきましては、県も承知しているという回答でございましたけれども、私どもも現地を見ております。町内全域の箇所の中でも、相当ひどい方だと思っております。

それで、県の方では順次これを補修をしていくようにという考えを聞いておりますけれども、原因といたしましては平成40年から50年のときの施工で、骨材の関係でこれでクラックが、水、空気と化学反応を起こしてクラックが起こるということで、この対応といたしましては、その進行をとめるために樹脂の注入をするというのと表面にコンクリートを張って水の浸入を防ぐ、この工事これで補修をしていきたいというふうに考えているようでございます。

今、強度的なものは、安全性はどうか危険性はどうかということもお聞きしましたが、構造上危険度というのはこの補修をして浸入をとめれば十分だというふうに考えているようでございますので、できるだけ早期に補修をしてもらうように要望してまいりたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 御承知のように、今志佐がバイパスできましたが、バイパスできる前に県道調査、県の方にさせました。してみると、県道の下が空洞になつると、どんだけ入れてもどんどんどん入るばかりという状況でした。今、一定のバイパス化がして、県道沿いかなり強度化がしておりますが、戸田についてもその怖れがあるんで、かなり早急な手当が必要と。

それと、先ほど平成40年という言い方がされたけど、それは間違いじゃというふうにとってきます。それで、ぜひ早期な改善を求めたいというふうに思います。

それと、次に年金問題に移りたいというふうに思います。年金問題について、私が大事なのはやっぱり歴代厚生大臣、今ブーメランのごとく政党間で言い争いが続いておりますが、やっぱり基本的には歴代の厚生大臣はそれなりにきちっと責任を取ること、そして国が責任を持って処理すると、これが大前提です。

ほいで、実際的にマスコミ等を見ておりますと、本当に国民の不安がやっぱりかなり頂点に達してるのかなというのがマスコミの一部の論評であります。その中で、町長答弁を聞きますと既に対応しとるんだということでもあります。それは当然だというふうに思います。

今、多くの自治体で2つの電話がかかるとというのが端的です。1つは、いわゆる住民税の引き上げの状況に対する危惧、この問い合わせ、そしてもう1つが、今の年金、自分の年金はしっかりしとるのかどうなのかと、この2つでいわゆる税務課もしくはいわゆる総合窓口の方が対応追われておるといのは実体だろうというふうに思います。

そういう中で、せっかく、いわゆる手書き台帳ちゅう言い方をさせていただきますと、手書き台帳があるのならやっぱり一定の、例えば日にちを設けて、例えば一定の、例えば今まで社保庁がやる相談会、例えば今社保庁は柳井とかでやりよると思います。月1回のペースか2回のペースかですね、ぐらいでやりよるとは思いますかね。

それで、実際は連携も必要だろうというふうに思いますが、旧町でも、この周防大島町でも久賀だけではなしに実際的にはこの大島庁舎、安下庄庁舎、ほで実際的な東和庁舎でもそれをひとつやってみたらどうかと。

第三者人の、いわゆる形の中でやるという方法も国の法律の中でそう言われておるようなんですが、実際的には一番町民が身近にかかわる行政といたら、社保庁ではなしにいわゆる町の職員さん方なんですよね。その職員さん方に、実際的に相談してやっぱり問うてみたいというのが

町民の一番のパターンだろうというふうに思います。

今回、改めて日付設定をしてやっぱりやってみたらどうかという提案なんですが、一応台帳もあるということなので、来れば、例えば領収もあるということになれば来ればわかる、それを例えば町独自のいわゆる考え方として、住民サービスと言ったらおかしいですが住民の不安にこたえるのも1つの私は、今いわゆる委任が解けておりますが、それもやっぱり大事な仕事ではないかというふうに思いますが、町長の考え方聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 相談窓口の設置ということですが、36年に国民保険導入されて町の方で保険料徴収を行っておりまして、それから電算のオンラインシステムが導入されまして、それから社会保険庁へ納付業務がいくようになったということで、そのシステムの導入も各町がまちまちでありましたし、その導入時期によって紙台帳の記録も記入しなくなったと。また、不安だから記入してるところもあると、いろんなまちまちなところがあります。

それで、今町の方にはその紙台帳の記録しかありません。厚生年金の情報も全くこっちには入っておりません。ですから、今町民の皆さんが国に対して不信感を大変持っておられる、そこで町が相談窓口を開いても国民年金の紙台帳の部分しか町には情報がないわけで、それで窓口を開いてもまた今度は町の方へ不信感持たれるということが懸念をされますので、相談窓口の開設というのは今考えておりませんが、今、町長先ほど申し上げましたように相当電話とか来庁者がおられます。

それにつきましては、紙台帳の照合とか、あとわからない部分は社会保険事務所へ電話紹介するなど現在対応しておりますので、今後もこのようにしてまいりたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、経過については紙台帳の時期に厚生年金の記録が追加される方が全然追加されんわけですから、そら当然わかっとる範囲内なんですよ。

ただね、今社保庁の大きないわゆる入力ミスと言いますか、例えば変換できない部分については変換しやすい字で入力するから、結局は名前と中身が一致しない。例えば、具体的に言いますと、よく言われるのが島崎藤村さんという方がおられたら、しまぎきふじむらと入力すると。そうすると全く別人になるわけですね。そういう格好でのミスがかなり多いんじゃないかというのが一つです。

それとやっぱり、実際的には今の大きな問題の中には、そら当然国が何ら準備もしないまま、いわゆる統合、そしてオンライン化、そして番号と、台帳番号という格好で一気にやったんで、実際そういう状況が起こったというのは明らかなんです。そういう中で私が思うのは、今でも、町長も言われた、そして部長も言われた、そういう中で今でも十分対応しとるといふ答弁なんで

すよ。

ほで、私が言うのはやっぱり、例えば厚生年金記録については町にはありませんよと。それで、旧台帳ですから手書きの内容はこうですよというのを前提にやっても、私はそれは違うと、違うというふうに思うんですよ。

それで、実際的にきちっと窓口で、例えばね、そんなに私が言うのは回数を設けていうんじゃないんですよ。その前提の上で言って、窓口を設けてみたらどうかと。いわゆる町が掌握する事務の内容ちゅのは知れちよるわけですよ、実際的に。

ほいで、過去ある資料も、資料の部分については実際的にはわかる。ほで、わかっとる分は当然町民にお知らせする。それを町民に知らせんといけんわけですから、国は国民に知らせるといって言いよるわけですから。ほいで、国と町と連携する中で国の失敗であっても地方自治体の独自の仕事して、今別に委託事務費をもらっちゃおりませんが、国から。じゃが、やっぱりきちっと対応した方がいいんじゃないんですかということなんです。

ぜひこの点について、今本当に今の状況でいいのかどうなのか、そしてまた町民に実際的に理解していく上で、本当に必要ならぜひお願いしたいというふうに思います。これ要望です。あと、ほかの議員さん方もやられるので、ぜひよい答弁をお願いしちょきたいというふうに思います。

それじゃ、次の質問に移ります。大島病院の建設についてでございます。ほいで、先ほど町長が言われました必要性について、私も十分認識しております。ほいで、必要性も十分認識しております。

ほいで、町長自身は合併前のアンケートによってもあれだし、先ほどした公示の中でもいわゆる明らかにしておると。そして、昨年10月のいわゆる地元の説明会でも御理解を得るといいうニュアンスのことを言われました。

ほいで、私が今一番危惧しよるのは、病院経営というのは私が言うまでもなく非常に厳しい、医師不足あり、看護師不足、そういう中で医療点数の引き下げ、いわゆる自治体病院のに対する、合併に伴うですが実際に交付税の減という格好になれば、実際的にかなり厳しいのは当然なんですよ。

ほいで、実際そういう厳しい状況で当然なんだが、一方では大きな町民からの要求もあるわけですよ。例えば、早期にやっぱり医師と患者が信頼し合うていける病院の建設、本来の病院にふさわしい病院にしてほしいという素朴な願い、それらは要求としてあるんですよ。

ただ、財政的にどうなのか、先ほど町長の方は一步踏み込んだ答弁がありました。言いますのが、内部留保金の活用について、病院問題に対する初めての答弁の中でありましたけど、実際的には非常に厳しい。

ただ、そういう中でもやるんだとすれば、例えば私は病院の経営状況、例えば周防大島町3病

院の経営状況の町民への広報活動、それとか、例えば今いわゆる利用状況に対する広報を使っている、これ独自、今の町広報の中では非常に紙面ができないと思うんで、広域病院、企業体としての広報を通じて、それどういう格好でもいいですから、広報を通じて町民の皆さんの理解をしていただく必要性についても、さっき町長が言われたような答弁も含めてやっぱり説明していく、そのことなしには町民の御理解はなかなか得られんのかなじゃないかというふうに私は考えるわけですよ。

特に、連日のように赤字病院という投げかけでかなりのところが撤退縮小、そういう状況になってますよね。ですから、より公正的な説明責任としての広報活動、これが必要だというふうに考えるんです。

ですから、今回一般質問としてその必要性についてどうなのか、独自の広報活動したらどうかという提起なんです。その点について町長の考え方、もしくは広域病院等の考え方について聞いていきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 今御質問の経営状況等のもう少し明確な情報公開ということになるかと思っております。

前回の議会、その前の議会等から、決算報告のときには15事業体のそれぞれの収支状況というのを議員さん方にもお示しして、それぞれの病院経営、それぞれの介護施設の経営状況等の収支状況を御説明しておるところでございます。これらによって、大島病院がどういった経営状況か、議員の各位には十分御理解いただいているところと思っております。

昨今の介護保険の改正等による介護、福祉の面でのいろいろな経営の難しさ、それらを全体的にとらえた公営企業局の経営という部分で広報等の掲載がなされておりますので、そういった部分のもう少し明確な情報公開というものを今後考えさせていただけたらと思っております。

大島病院につきましては、昭和42年より開院以来ずっと経営状況がよく、6,000万円程度の40年間という利益剰余というのもございますが、これらの情報公開もできていないと、株式会社であればこれらを株主還元というところがございますが、大島病院におきましてはそれを今回の建設での住民への還元というふうに行っていければと考えておりますので、そういった部分での収支状況の明確な開示ということもあわせてできればと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ぜひ、1ベッド当たり3,000万円とか言われて、99床、そしてまたその他を含めると37億円、概算でそういう事業でありますので、ぜひ理解も当然ですが、理解先ほど言われたようにかなり決算も示しとるし、ほじゃからやっぱり町民の方はいろんな、つくってほしいけど危惧があるという状況は一日も早く脱却しなければいけないというふ

うに思いますので、ぜひ積極的な開示、これを求めておきたいというふうに思います。

ほいじゃあ、次に移ります。岩国基地の機能強化ストップは町民の願いという項目に移りたいというふうに思います。

町長の方は、安全は国の専管事項いうことをたびたび言われます。ほいで、もう一方で町長は、地方自治体の長としていわゆる住民の安心安全を守る立場という立場があるんですね。

そういうときに、通常考え方なら、これは私が言ったんでしなしに元の総理大事の小泉という人が言われたはずなんです、中間報告のときに、これ非常に重要な問題だから地域に対して十分説明をしなければいけない、これが当時の小泉総理大臣の言葉でした。

しかし、中間報告から最終報告まではほとんどなしのつづて、ほど最終報告間際になってばたばた、こら決まったものだというので、多くの地方自治体が、いわゆる関連する地方自治体が苦慮したと、これが流れだというふうに思います。

この点については認識の差があったらいいので、まず町長の方にその認識、流れの認識はあるのかどうなのか、もともと中間報告から最終報告まで一体どれだけの説明責任を国が関連する地方自治体に説明を果たしたのか、そのあれがあったらちょっと先に聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 内容につきまして、私は余りこう完全とし、完全言っているいいですかね、余り理解をしておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に理解してないと言われればね、理解してない前提の中で進めてもなかなか話が進まないのですが、実際的にほいじゃ最終報告という形の中で、やっぱり町長自身もやっぱり危惧しておられる、率直に危惧しておられるというふうに思うんですよ、危惧。

危惧の中身としては、実際的には騒音の増加、例えば騒音増加でも二通りから周防大島町の場合が大きくなると。これシミュレーションも果たしてどうかという疑念のあるシミュレーションですから、端的に言いますが、沖合移設による騒音被害の増と実際的な艦載機増による騒音被害の増、二通りがあると、周防大島町にとってはね。この認識についてはどのようにお考えでしょうか。その2つの面から騒音被害がまず大きくなるというふうに思われます。

今、国においてはほとんど、いわゆる沖合移設後のことは逆に本当のシミュレーションという格好しかありませんから、実際的に町長として周防大島町民の場合は沖合移設による騒音被害増と艦載機移転増に伴う騒音被害、2つの側面があるというふうに私は考えておりますが、町長の場合はどのように認識されているのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 沖合移設は、皆の要望で沖合移設がされたわけでございますので、あなたのお考えと同じであります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 沖合移設事業はみんなの考えでされたと言われるということなんですが、沖合移設事業そのものはいわゆる岩国市民に対するいわゆる騒音被害を抑えると、当初からいわゆる大島島民には騒音被害が大きくなるんだと、これ定説じゃったんですよ、実際に。

そして、今度出てきたのは騒音被害を抑えるために沖合移設事業で行った岩国基地の拡大強化として、実際的には艦載機がかなりの数ふやしてくるというのが流れなんですね。

ですから、ぜひその点はちょっと明確にしていきたい。やっぱり、沖合移設による被害の騒音の増と艦載機増、二通りでやっぱり広がっていくんだという認識はやっぱり私はきちっと持つべきじゃなかろうか首長として。その是非について、私は町長に言いよるんじゃないんです。ただ、客観的に見ればそういう被害が大きくなるんだよということをぜひ認識を持っていただきたいというふうに思いますが、再度その点でどういうふうにお考えか聞いときたい。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 私もその認識であります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、一番きついことをお聞きいたします。といたしますのが、考えてみていただきたいのは地方自治体と国のあり方の問題です。

ほいで、実際的に地方自治体というのは地方自治法に基づきその地域の、私が言うまでもなく住民の暮らしや安全、その第一員として首長がおり、その地域をやっぱり政治体として運営していくわけですね。

そういう中で、国は、先ほど安全、国は安全に対する専管事項という言い方でくくりで答弁されましたが、これは重さから言えばどうなのか、例えば憲法上解釈と安保、いわゆる安保体制上の解釈とあるというふうに思いますが、ほいじゃ国が確実に安全の面で専管事項があるという条文はどっかでみたことがありますか皆さん方。（発言する者あり）そこんところをちょっと、専管事項一言でくって、専管事項だからいわゆるそれにかかわることは一切物を言うたらいけないんだよちゅう流れは非常に危険だと思うんですよ。実際的に。

やはり、安全に関する部分は当然議論がされろうが、そこに地方自治に所属する分野の住民が大きく影響与える場合は、そら当然論議の対象ですよ。その点ではどういうふうに認識をされておるのか、それは副町長の考えでもいいです。ぜひ聞いておきたいというふうに思いますが。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 余り深い認識は持っておりません。国防につきましては、浅い知識しか持っておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほどちょっと気にかかるんですが、まあ私たちの安全の、皆さん方もそうですが、自分たちの国民の安全について今いろんな解釈があります。

ほいで、どうはいじゃあ自分たちの安全を確保するのかと、多くの皆さん方の中には安保体制でいわゆる安全を担保しちよるんじゃという考え方の人もおられます。しかし、21世紀、今から先ずっといくときに、逆に考えれば私がいうまでもなく世界的には今の力の政策はいわゆる世界の国々から反発を買いよる、21世紀そういう時代になる、いわゆる1国、1国が勝ち得る国ということは基本的にはなくなってきよる。それはヨーロッパを見てもしかり、イラクを見てもしかり、いろんな議論の中で、やっぱり民主主義が発達した中ではやっぱり安全はどこで担保するかっていったら、国連であり日本国憲法であります。

そういう中で安全を担保していく、だからこそ、例えば自分たちが武力を持って攻撃しない限りはどんな国だって攻撃できない、これが戦後の培われた民主主義、それ以前はそういうことはいわゆる略奪主義でしたからね、そういうことは全くありませんでした。

いわゆる自分たちの思いで鉄砲で攻め込む時代から、戦後は少なくとも安全保障においてはいわゆるお互いがお互いの国として尊重し合う、そっから始まったというのが例なんですよ。ぜひそういう立場からも、岩国基地の拡大強化問題をぜひ、島民本当にどういう影響を及ぼすのかていうのを考えていただきたいというふうに思うんですよ。

今、先ほど安全について（発言する者あり）原発についても安全が確保されとるような答弁があり、岩国基地の拡大強化があったとしても安全が確保されちよるといような、類する答弁があったわけなんですけど、本当に国の言うままそういうなんが進んでいったらこの大島町、周防大島町自身が本当にどうなるのか、20年後30年後にどうなるのか、これは私は今の町長にも責任の大きな一端はあるというふうに考えるんですよ。

とりわけいろんな物事が起こったとき、責任者出せちゆんが何かあるようなのですが、それからじゃあ遅いんですよ、町長。ぜひ再度、岩国基地拡大強化について、やっぱり島民の不安、周防大島町民の不安を払拭することが今町長の責任であり、そしてここへ岩国基地の拡大強化された後では遅いんだという点をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

一応、今回の一般質問終わりますが、ぜひ執行部の皆さん本当に今までいろんな、岩国基地問題に関する答弁ありました。いわゆる見解の相違の答弁もありました。しかし、今地方といわゆる国のあり方の問題においては非常にせっぱ詰まったもんがありますから、ぜひ町長の方にもその島民の願い、周防大島町民の願いを届けて終わりたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 以上で広田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。午後 1 時まで休憩をいたします。

午前11時56分休憩

.....
午後 1 時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

一般質問を続けます。次に、23番、小田貞利議員。

議員（23番 小田 貞利君） 2点ほど質問させていただきます。今、年金問題は全国的な関心事となっており、社会保険庁のずさんな事務が新聞テレビ等で毎日のようにクローズアップをされております。その中で、市町村からの移行の際の問題点もあるようですが、本町では社会保険庁への移行の際には問題がなかったかどうかをお聞きしたいと思います。

台帳の管理については、同僚議員の質問に対して管理保管されているということでございますので、質問を取り下げさせていただきたいと思いますが、台帳等が管理保管されているのであればこの年金問題を社保庁だけの問題とせず、本町の問題としてとらえ、積極的に確認作業を行うことが安全安心をスローガンとする本町の責務だと考えますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、通学補助金についてですが、現在小学生中学生に対し通学補助金を出しておりますが、明確な基準がないように聞いております。現在補助金を出している生徒児童で、学校までの距離が一番最短でどのくらいかはわかりませんが、そういう生徒を対象とした場合に、その全町では対象になる児童生徒がどのくらいおるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、人数がある程度いるようであれば、そういう対象者にありながら補助を受けていない児童生徒に対する対応をどのように今後考えていくかということをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、小田議員さんの年金問題、先ほど広田議員さんにもお答えしたわけで、重複する面があるかもわかりませんがお答えをいたします。

年金台帳についての御質問でございますが、台帳の状況につきましてそれではお答えをいたします。昭和36年4月に市町村に国民年金の保険料徴収が開始をされ、平成14年4月1日から社会保険庁の方へ所管が移行されました。

さて、年金台帳の保管記録につきましては、当初は紙台帳によりまして管理をしておりました。

事務の電算化に伴いまして、磁気テープによるデータ管理に移行されまして、移行までの納付記録につきましては紙台帳にて、医療保健課にて保管をしております。

次に、社会保険庁移行の時点で問題はなかったかという御質問でございますが、移行時までは毎月磁気テープによりましてデータを送付をしており、本町としては事務に支障を来たすこともなく問題はなかったと考えておるわけでございます。

最後に、保険庁だけに任せておかず本町でも確認作業をという質問でございますが、町には国民年金の紙台帳の納付記録しかありません。最新の厚生年金、共済年金等の記録の把握はできなく、現状としては社会保険庁に頼らざるを得ないわけでございます。

今後の年金記録問題以降、電話や来庁によりまして相談がふえております。町の台帳の確認やら、社会保険事務所への紹介等町民の不安解消に努めるとともに、年金ダイヤルや毎月の実施されている年金相談の利用など、情報提供にも努めているところでございます。

学費の問題につきましては教育長の方から答弁させます。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） それでは、通学費の補助金交付についてお答えをいたします。

初めに、御質問の児童生徒の通学費補助金交付の状況であります。平成18年度の実績につきましては89名、862万6,000円となっております。内訳につきましては、小学校が3校の児童44名の228万7,000円、中学校で3校の生徒が45名、633万9,000円となっております。

その交付方法は、周防大島町通学費補助金交付規則に定めております。居住地から通学する児童生徒を対象に、対象児童生徒の在籍する学校長の申請に基づき審査決定の後、定期券を購入して対象児童生徒に交付をしております。

したがって、現在対象地域として規則に定めのない地区、すなわち公共交通機関が運行されていない居住地から通学する児童生徒につきましては、補助金の交付はしていないというのが実情でございます。

次に、通学距離等についてでございますが、国の補助基準でいえば対象は小学校で4キロ以上、中学校で6キロ以上の基準があるわけでございます。実際、それをもとに通学費の補助基準を定めている他の自治体もでございます。

周防大島町で言えば、私どもも地域の状況等を考慮しながらもそれに準じた考えをいたしておりますが、実際に規則で定められているのは一概に距離で決定しているわけではなく、合併前からの取り決めやそれ以前の統合等に伴うさまざまないきさつを経て現在に至っており、私どもは従前の決定を尊重し継続をしているところでございます。

先ほど、対象者で補助金を受けていない者の対応はということがありましたが、油田小学校区

の黒ケ谷地区のように、公共交通機関のない地域からの通学で、距離も4キロを超す児童が2名現在おります。この生徒については、保護者の方の御理解を得ながら集団登校の集合場所までの送迎等、安全面での御協力をいただいているところでございます。

なお、今後の対応といたしましては、今定例会で御議決を賜りました小中学校設置条例の一部改正に基づき、中学校の統合準備にこれからかかるわけでございますが、その一環として児童生徒の通学方法についても再度検証を行い、スクールバスの運行経路や通学費補助の方法についても検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、児童生徒の安全な通学を第一に、保護者の方々の御理解と御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） まず、通学補助金についてですが、今小学校4キロ、中学校6キロという基準に、それに確実に合ってるというわけではないが対応してるということですが、現在旧和田地区ですが、小泊地区から和田小学校へ通っている生徒、和田地区から森野小学校へ通ってる生徒、下田地区から城山小学校に通ってる生徒というのにも通学券等を出していると思いますが、その距離は2キロ前後とじゃないかと思えます。

そういう基準で考えるのであれば、今言われた馬ケ原地区、バスはないですが黒ケ谷地区以外の小伊保田地区から雨振地区、馬ケ原地区、その他大島郡全体で考えればまだまだあるんじゃないかと思えます。こういった部分も勘案をして検討をしていただきたいと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 御指摘のとおり、一概に距離でいっておりませんので、今の下田地の方、生徒が城山小学校へ通学する場合はかなり距離も少なくとも、先ほど答弁申しましたように従来の旧町での申し合わせを継続しておりますので、そういった事例があるわけでございます。

先ほども議員から出ましたように、内入、小泊、和佐これらの通学については補助は出しておりません。ですが、今おっしゃったような当然矛盾が出てくるわけでございますので、中学校の統合あわせてこれから小学校の統合も教育委員会として進めていきたいというふうに思っておりますので、そういったところでやはり総合的にスクールバスなり通学援助費のことも当然検討していきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 検討していただけるということなんですが、中学校の統合は21年ということで、当然スクールバスいろんな問題も出てきますが、小学校の統合はさらにそ

れから何年先になるかはわかりません。

そういった部分で公平性が欠ける部分がありますので、21年の中学校の統合にあわせて検討されるのであれば、小学校校区のことも含めて進めていただきたいと思います。

それと、年金問題についてですが、ちょっと国民年金の割合が周防大島町の場合はかなり多いと思いますが、占める割合をまず教えていただけないでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 今、町内での町民の国民年金の加入者が約4,200人、年金の受給者が9,300人ということになっております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 町長の答弁では、もう社会保険庁に移行してしまっているので手だてがないというような考え方ですが、国民年金を受給されてる9,300人の方で、満額支払われて、65歳からもらい始めて満額もらってる方がほとんどだろうと思います。

そういう方の中で、うちの母親もそう、79でそうなんです、私はこんなにももらえるんじゃ大丈夫じゃろうかというような不安があるわけですよ、満額もらえるにもかかわらず。

ですから、そういう9,300人の受給者の中で満額もらって、掛け金も全部払ってあんた方は安心ですよと、全額もらってますというような部分をすれば、残りはすごく少ない数字になるんじゃないかと思います。そういった部分を、社保庁なりに現状を問い合わせ確認作業をしてはどうですかという質問なんです、いかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 国民年金、当初町の方で保険料徴収して、納付のシステムができたということで、そのシステムの導入も各町でまちまちでありまして、その納入システムの導入によりましてこれまでの紙台帳の記録をやめたところもありますし、そのまま継続してるところもあるということでありまして。

参考までに、先ほど広田議員のときに町長が答えました電算の稼働、導入時期を答えましたが、紙台帳での保管の状況ですが、旧久賀町においては平成8年度まで、旧大島においては平成5年度まで、旧東和につきましては平成12年度まで、旧橘においては平成13年度まで紙台帳での記録があるわけです。

ですが、それまでの記録はありますが、社会保険庁に収納事務が移管された平成14年以降と、これまでの紙台帳、保管してる以降、その記録が全く町にはないわけです。

ですから、ほとんどがないというような状況でありますので、現在も社会保険事務所、相談がありましたら社会保険事務所へ紹介するなどして対応しておりますので、これからもそのやり方で進めていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 方向性はわかるんですが、受給者が9,300人、国民加入者数が4,200人ですね、今入ってる4,200人はともかくとして、9,300人の受給者の方に安心してもらう手だて、5,000万件でも何でもないのでわたった9,300件ですので、例えばこの9,300件分を社会保険庁に今の支払い状況はどうですかと町が町民にかわって聞いてあげると、満額ですよと、何10%ですよと、そういった部分で自然に不明な部分は出てくるんじゃないですか。満額払っとれば問題ないわけですからね、満額支払われておれば。

そういった作業を、いずれしなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ。社会保険庁だけでできる問題じゃないですよ、最終的には、全部チェックしないけんわけですから。それを先に町からやってはどうかということですが、いかがでしょう。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 今の御質問なんですが、町の方にある台帳というのは例えば、町の紙台帳である期間だけの分なんですよね。それで、今受給者というのは、例えばその紙台帳の期間だけの受給者の方もおりますし、例えば社会保険、または共済年金、いろいろなものを組み合わせてから受給されてる方もおります。

だから、今例えばその100万円の年金額があるとしたら、これが本当に満額なのかどうかということは町では全くわからないわけですよ。そうしますと、当然その社会保険庁の方から私の受給のための加入履歴をまず取り寄せて、その中に国民年金時代の部分が幾ら幾ら、ほかの分が幾ら、例えば国民年金だけでもいいんですが国民年金が例えば何100カ月というふうになったときに、それをもって私は実際にはその月数が違うと思うんだけどどうだろうかというふうなことは個人でないと、掛けた人でないとわからんわけですよ。

ただ、その国民年金だけで掛けた人もおります。国民年金掛けた人が、例えば中に掛け金、掛けた期間が抜けておるといえることができたときに、それを町の方へ持ってこられてこの間が掛けてないということになっておるんだが、町の紙台帳では掛けとるかどうかちゅうの確認できませんかと言ったときには当然それは確認ができると思います。

ただ、その9,400人ですか、もらってる人のすべてのその掛け金の履歴を町の方で確認するというのは非常に難しいということだと思っております。というのは、すべての、今掛け金、受給されておる人の掛けた方の履歴というのはすべて社会保険庁の中にあるわけですから、町の方にあるのは当然国民年金の部分の掛け金の部分、それもその社会保険庁に移行するまでの部分だけということをお理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 厚生年金のことじゃなくて、今国民年金についてのことだけで

質問しちよるわけです。実際問題として、当然移行して後の分はないですし、各旧町のときはばらばらであったという部分なんです。9,300人のうちその厚生年金との兼ね合いの人が何人いるかわかりませんが、純粋に国民年金だけの人がこの9,300人のうちのもう6割、7割の人じゃないかと思うわけですよ、僕らのイメージではですね、周防大島町ですから。

その部分だけでもやって、大丈夫ですよという確認はとれるじゃないですか。満額払い、満額年金をもらえれば何の問題もないわけですから。（発言する者あり）ですね。そういった部分をしてあげてはどうですかということですよ。例えば、65歳からで満額ですよ、63歳やったら何割カットとかいう部分はあるわけですよ。そういう部分を町としては確認をすることはいいですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 先ほど申し上げました年金の、国民年金受給者は9,300人ということですが、これも国民年金の部分だけではなくいろんな、厚生年金の部分もかぶったところもあるかもしれません。だけ、そういうところが全くこっちには情報がないわけですので、やはり調べるというのは大変事務量になるかと思えます。

また、国の方におきましてこれから1年間ずっとかけて調査をして国民の皆さんにお知らせすると、順次お知らせするということになっておりますので、その状況を見ていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） はい、わかりました。趣旨はわかってください。安心してもらえる手だてを待ちょくんじゃないこうに、できる部分はやっちゃったらどうかということですので、ぜひ考えていただきたいと思えます。終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で小田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、7番、杉山藤雄議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 7番、杉山藤雄です。質問させていただきます。中学校の統合と、それに絡む学校の跡地利用の問題、それから最後に、3つ目にみかんの補助事業について質問させていただきます。

中学校統合については、先般から教育長さん初め教育委員会、議会の皆さんで大変御熱心に協議が行われ、21年4月をもって中学校の統合することが決まったわけでありまして、

そこで、まず第1点、この自由校区の地域にいる生徒保護者は、いわゆる中学校の統合は決まったがまだ今から決めにゃならんことがあるわけでありまして、この人たちにひとつ適切な判断ができるように情報の提供なり指導が必要と思えます。その対応、今後どのような対応をしてい

くかまずお尋ねいたします。

2点目には、極小つうか極端に小規模校をなくすための統合と思います。統合の後といえども、いわゆる4校に残すということになりましたが、4校といえども大変小規模校でございまして、いろいろとメリットもあるかもわかりませんが4校ではデメリットの方が多いんじゃないかということも十分考えられます。今後の4校に統合してからの、ひとつ学校の経営の方針についてお尋ねします。

次に、学校の跡地の利用でございますが、私は旧橘の日良居地区でございますが、日良居中学校もこの中学校統合で廃校というようなことになりましたが、学校が関係してある敷地、グラウンドを含めての面積がどのくらいあるか、ひとつお尋ねしたいと思います。

次に、グラウンドも学校も国道437号線に面して、しかも町内では大島郡、周防大島町ではど真ん中に位置しておるわけでありまして。大変こう、町有財産としても一等地であるように思っておりますが、町としてはどのようにこの認識しておるかお尋ねしたいと思います。

3つ目に、地域の住民は、学校統合は小規模校ですからやむを得んとしましても、今申し上げますような中学校がぺんぺん草が生えて荒地になって、捨て猫やら捨て犬が出入りするようなことになることを大変心配しております。これの利用については、ひとつ早急に対応を考えていただきたい。特に、町長さんはどのように考えておるかもお尋ねしたいと思います。

次にみかんの補助事業ですが、大変みかん百姓がみかんの安値で儲からんし、高齢化もしておるし、そして耕作放棄がふえてきております。そういう状態でありまして、県なり町なりが補助事業を組んでいただきまして支援をいただいておりますので、大変助かっておるわけでありまして。

その、この新町になってからの実績等をちょっとお尋ねしたいと思います。これについては既に今担当部長の方から実績をもらいましたのでありがとうございました。

その町の農業に関する、みかん農業に関する補助事業の中で、特に園内作業道なり防風施設、そういう労働つうか物品を買う購入というんでなしに、労務費のかかる事業について特にお尋ねしてみたいと思いますが、今年度あたり農協からの事業の申込書には、業者施行のみでないを対象にしないというような文言が入っております。

従来は、農業者による共同施行も認めてもらっておったわけでありまして、そこら辺は農業者が最近ではコンボつうかバックホーちゅうか、そういう重機も持っておるし、そしてダンプちゅうか軽4のダンプ等も持っておりますし、かなりお互いが労力も出し合うてやることによって自己負担の軽減につながるわけでありまして、そのことによってまた自己負担が少ないので事業が積極的に取り入れられるというような利点もありますので、ぜひそこら辺は認められるようお願いしたいと思います。

それから、3番目に事業のこの申請なり認定なりいわゆるその申し込み、一連の書類が多過ぎ

て困る。実際に、農業者は高齢でもありますし、またそのプロではないわけでありますので、もう少し簡素化していただきたいというのがお願いの1つであります。

簡素化することの方法として、私は標準事業費というようなものを事務局がつくって、園内道あるいは防風垣、あるいは防風ネット、そのほかもろもろの事業にも類型別に傾斜度が何度なら何ぼとかいうようないろいろ標準事業費をつくられて、そして農業者が設計とかあるいは設計見積もり、後の完成報告がやりよいようにお願いできんもんかというようなこともお尋ねいたします。

最後になりますが、いろいろ行政当局から農業関係の補助事業を積極的に仕組んでもらうて大変ありがたいわけでありますが、もっと行政の皆さんに担当者の皆さんには農業者あるいはJAの担当者の意見をしっかり聞いて、積極的に農業へ取り組んで地域の産業振興に頑張っておる人が積極的にこの事業を利用ができるよう努力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくします。議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 杉山議員さんの御質問にお答えいたしますが、学校統合とそれから跡地の問題につきましては教育長の方から答弁いたしますけど、私につきましてはみかんのことにつきまして、補助事業につきまして御答弁を申し上げたいというふうに思います。

本町の基幹産業であります農業、中でも大島みかんにつきましては、担い手の高齢化、あるいはまた女性化の進行や後継者不足、みかん価格の低迷傾向等の現状がある中で、平成16年に策定をいたしました御存じの大島みかん産地再生プラン21に基づきまして、生産基盤の整備やそれからオリジナル品種の早期産地化、新技術導入、販売力の強化など、産地の目指す方向性を示しながら実践的に実施を展開しているところでございます。

まず、御質問の第1にあります年度別の事業種目別実績と今年の計画についてでありますけれども、合併後は平成16年度から18年度までの事業実績につきましては、決算委員会におきましても説明をしておりますところでございますが、資料作成をしておりますお手元に配布したので、ごらんのほどをお願いしたいというふうに思うわけでございます。

次に、第2番目でございますが、園内作業道と防風施設についてでございますが、園地内の省力化や柑橘の高品質生産の推進に必要な施設整備といたしまして、単県事業ではあります山口の多彩な園芸産地育成事業によりまして農協が事業主体となりまして実施をされておるわけでございます。

これまで、園内作業道の施行方法につきましては、旧橋地区では直営方式とそれから業者の方式と、業者に任した方法をとっております。その他の地区では業者施行のみと、異なる施行方法がとられてきたわけでございます。

なお、防風施設の施行方法につきましては、工事には専門的な技能が必要であるということか

らいたしまして、一定の強度を確保しなければならないことなどを勘案いたしまして、一律業者施行というふうを実施をしているところでございます。

本来、施行方法につきましては1産地1つ事業主体、それから1つ施行方法が基本と考えますけれども、農家負担や事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には直営施行作業することも可能と思われるわけでございます。

ただし、直営施行による施行方法におきましては、事業実施主体であります農協におきまして事業の実施における事務の一切の処理、あるいは施行管理等工事の適正な実施を図ることが必要となってくると思われます。

このようなことを踏まえまして、農家の要望に基づき事業実施主体であります農協において直営施行による方法を選択するのであれば、実施可能ということになるかと思います。

町におきましては、補助事業につきましては事業の適正執行を図るため指導とか、あるいは助言をする立場でありますけれども、本事業の実施主体はあくまでも農協でありますので、御理解のほどを賜りたいというふうに思うわけでございます。

次に、質問事項の3でございますが、事業実務の流れの簡素化の件でございますが、農業者に負担のかからないようなことにとということでございます。補助事業におきましては、事業実施主体によります計画承認申請とか、あるいは交付申請から始まりまして、事業の決定、事業の実施、完成検査、実施の報告と一連の事務処理が必要となってくるわけでございます。

あくまで、事務処理につきましては、事業主体の農協においてこれが行われるものであります。これらの処理につきまして御理解がいただければと思っておるわけでございます。

それから、次に農業種別ごとの標準事業費の作成についてでございますが、先ほども申し上げましたが、あくまでも事業実施主体は農協でございます。設計、見積もり等にかかわる事務につきましては農業者負担でないと考えておりますが、町といたしましては農協と協議をしながら今後指導、助言をしていきたいと考えております。

財政的に大変厳しい予算編成の中での基幹産業であります柑橘振興にいたしまして、今後も県や農協など関係機関との連携を密にしながら補助事業を活用をいたしまして、諸施策を総合的に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも御支援御協力のほどよろしくお願いをいたしましてごあいさつとかえさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 杉山議員の自由校区での学校選択に際して、学校選択の情報提供を求めるということについての御質問にお答えいたします。

これまで、固定されてきた学区制から行きたい学校を選択できる学校選択幅の拡大は、学力向上に関する学習指導の課題、あるいはいじめや不登校等に対応した生徒指導の解消等、公立中学

校が抱える教育課題解消と学校生活の活性化を目指した規制緩和の一方策であります。自分の学校が選ばれる立場の学校では、選ばれるための経営努力が求められることから、学校の活性化が期待される方策であります。

ところで、自由校区内の保護者は自分の意思で自由に進路先を選択すればよいわけですが、実際A中学校とB中学校のどちらに行けばよいのか選択に迷うとか、隣の子供がどの中学校に進学するか気になるとか、地域の生徒が幾つもの中学校に分かれていくことは、地域のまとまりとしてどうなのかとか、いろいろな悩みがあるようであります。

教育委員会としては、保護者や児童生徒が適切な学校選択が可能となるよう、学校選択の趣旨の徹底を図る、久賀、大島、東和は安下庄の各中学校においてはそれぞれの学校の説明会や校内案内会を行うなど、適切な情報提供を保護者に対して行うようお願いしたいと考えております。また、早急に学校、保護者、教育委員会等で組織する協議会を立ち上げて、統合校同士の円滑な接続に向けた統合の緒準備を進めていきたいと思っております。

次に、極小規模の学校統合では、統合後も小規模の学校となる。教育委員会が統合で目指す学校統合方針、あるいは学校経営方針で目指すものは何かということについてお答えいたします。

学校を定義した言葉には、学校とはだれもが安心して過ごせる場所でなければならないとか、学校とは子供にとって失敗や試行錯誤が許される場所でなければならないとか、いろいろな言い方がございます。

私は、学校経営を考える視点として、学校は子供にとって小さな社会でなければならないという視点を大事に考えております。学校は、子供にとって先人の文化を体系的に学ぶ場所、生徒会活動等で自治の精神を学ぶところ、学校行事で男女や同年齢集団、異年齢集団の中で力を合わせて集団生活をつくっていく、あるいは文化部や運動部などで個性や体力を磨き合って育つ、教師も含めた多様な人間関係の中で人間的成長を遂げていく、そういった場所が学校であろうと思えます。

このように、学校は子供にとって実際の社会のミニチュア版としての小さな社会の役割があると思えます。ところが、中学校統合を目指す21年4月は、本町では全校の生徒が9人の中学校が1校、全校13人の中学校が2校、27人の学校が2校という規模となります。社会的自立を目指す中学生の教育環境としては、学校規模が小さ過ぎる状況があります。

今回の統合によりでき上がる学校は、少人数の学校とはいえ自由校区の関係から正確な各学校の人数は申せないのですが、最大5クラスの学校が1校、クラスがえが可能な学校が2校生まれる予定であります。どの中学校も、1学年25名以上の学校ができ上がる予定であり、現段階では大きな一歩を踏み出した統合だと思っております。

教育委員会では、学校統合を機会に人間尊重の精神を基盤にしながら、教育の機会均等の保障、

教育水準の向上、社会的諸能力の育成、あるいは個性の伸張と取り組み、学校経営を進めていきたいと考えております。

続いて、学校の跡地利用についてお答えいたします。

貴重な町有財産であるグラウンドや校舎等が跡地となるわけですが、その積極的な利活用は重要な過大だと認識しております。お尋ねの日良居中学校の敷地面積については、校舎体育館部分が6,892平方メートル、グラウンド部分が8,232平方メートル、合計で1万5,124平方メートルとなっております。

また、日良居中学校跡地の評価については、日良居中学校は国道沿いに面し、その価値も相当高いものと思われま。日良居中学校の校舎は、昭和53年に建設され、その後平成8年に防衛施設庁の補助を受け防音工事を行っております。防音事業を実施した校舎の跡利用については、防音施設としての補助目的が継続される、そういった社会教育施設や福祉施設等の公共施設への転用が義務づけられております。

廃校となる4中学校の具体的な利用方法については、これから検討することとなりますが、地域づくり、さらに地域の活性化などを十分に考慮した上で、荒地にならぬよう地域の皆様を含めいろいろな方からお知恵をいただきながら、ともにさまざまな可能性を追いながら検討してまいりたいと考えております。

以上、杉山議員への答弁といたします。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） それでは、初めにみかん農業の補助事業についての質問を若干させてもらいます。

国の直接事業て言いますか、いわゆるみかんの改植等はこのたびの補助事業の改正で、基金協会の直接の事業になっておりますが、これあたりは10アールの1反部の改植で標準事業費22万円ということで打ち切りになっております。申請等も、実にその見やすいうか、標準事業費一律22万円ということですから、実に申請もやりよいし後の整理もやりよいわけでありま。

私が、この農業事業の補助問題で特に声を大にして言いたいのは、1つは事業主体が農業協同組合でありますし、事業そのものはやっぱり農業をやる農業者が喜ぶちゅうか、進んでこの事業を利用しようというま。事業でなければ意味はないと。

そういう意味からは、その事業そのものが取り組める能力のある人については共同施行なり、あるいは直営なり、農協の直営ちゅうのは農協が職員が行って仕事するわけにはいかないので、あくまでも農業者が共同施行でやる、それを直営というふうな言い方も言えるかと思うんですが、そういうその農業者が進んで事業に取り組める、道具もあるし能力のある者についてはそれはその

道をあけるべきじゃないか。

業者がやったんでないと、設計もできんし後始末もええぐあいにいかんから、はあ農業者が共同施行じゃろうが何じゃろうがやったものは認めんよというようなことでは、この事業が私は、特にみかん農業の場合は園内道が何においても一番大事なわけです。

これが立派につきゃ、すべてが解決するわけ、すべてていうわけじゃありませんがほとんどが農作業の軽減等で解決するわけでありますので、そこら辺をもうちょっと、先ほど町長の答弁はありましたが、業者施行も認めるが共同施行とか農業者による農協直営の共同施行も認めるよというふうに解釈してええかどうか、もうちょっとはつきりちょっとお願いしたいと思うんですが。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 先ほどの町長答弁の中にありましたように、直営施行は可能でございます。直営施行というのは、農業者による直接の施行でございますが、可能ではございますが最低限管理等必要な書類とか写真とかそういうものがございます。検査に必要なそういう書類関係を、きちんと整備ができるように事業主体である農協さんの方が徹底指導していただければそれは可能でございます。

それと、補助事業による手続関係、書類関係でございますが、これは現時点ではそういう補助事業を取り入れる場合には最低限の資料提出ということになっておりますので、それは議員さんが仰せのとおり農業者、その書類関係が得て納得いたしておわけではございませんので、その辺の農業者の方が簡易にできるような方法、これはそういう補助事業の見直しと言いますか、その辺の施行手続関係をこれからも町県の方と、県の方と協議をして、簡易にならないかということは進言していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 関連で、もう1つお願いしたいんですが、私はこの補助事業を申請、認定する段階から、以前からその標準事業費で言いますか、種類の、例えば1から5とかいう型をつくって、あなたの現場のこの園内道は、この類型で言えばこの2に当たるよと、そうすればメートル当たり1万円でできますよと、いやあなたのは傾斜がちょっとあるから種類の4型に属すよと。

そうすれば、標準事業費は1万2,000円ぐらいでいけると思うけ、この中で設計見積もりやって、そしてその中で事業も収めてそして申請しなさいよとかいうような、もう少しこの農業者なりね、農協もプロじゃないんですけえね、実際にはその素人の延長のようなもんですから、そこら辺をもう少しこの、防風垣とかあるいは防鳥ネットというようなんでも、1つに標準事業費をせいとは言いませんけえね。

ただ、防風垣なら高さが2メートルの場合はメートル幾ら、高さが2.5になると支柱も大き

ゆう、パイプも大きいのが要る、はりも強いのがいるから2.5の場合はメートルが5,000円高うつくよとかそこら辺をもう少し、町だけに言うわけにはいかんですが農林事務所あたりと協議してもらって、もう少し農業者が利用しやすいように、もう少し優しいように指導してもらわんと、せっかくのその苦しい財政の中で農業者に補助事業組んでもらうても、いわゆるやる方が大分不満が出る様子であります、そこら辺の標準事業費の考えについてはどういうふうにお考えですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 標準事業費による施行でございますが、これも可能ではございます。ただ、可能ではございますがその、例えば類型をしておりましてそれにきちっと当てはまったかどうかとか、そういうものは事業主体である農協の方がその辺のチェック指導というのが大変になろうかとは思いますが。

現時点でいけば、農協さんの負担というものはかなり負担がふえてくるのではなからうかと思えます。これを簡易なものにするということは、また県等と協議をして、そういう方法にならないかということは十分協議をさせていただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 農業問題については、農協の方の事務局は大変苦労しよる、年々難しゅうなって、わしらはあ受けられんどいって、仕事はようせんようぐらい難しゅうなっちゃうというような担当者の声も出ておりますんで、ぜひひとつ町の力で、農林事務所、県などとそこら辺をもう少し事業が取り組みやすいひとつ方策を探してください。

次に、教育、中学校統合のことではありますが、統合後の開設準備委員会というような言葉が推進協議会の高田さんの答申の中で出ておりますが、この開設準備委員会をいつの時点で立ち上げてどういうメンバーでやるか、それに基づいて、実はその日良居中学校から7月9日に小中合同の夏休み前の懇談会にわしゃあ案内をもらうちよるんでありますが、そこもう既に統合の話が具体的に出るのにはあ見え見えでありますので、特にそこら辺もまたお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 一般的に、統合の準備委員会といったときに、今考えておりますのは一般的にと言いましたのは、1つは東和中学校の場合と、それからそういう校舎をつくる必要のないそういう学校とでこの統合の準備委員会というのは少し性質が違うだろうと思っています。

一般的など言ったのはそういう意味ですが、したがって子供たちが安心して学校の統合を済ませて、安心して学校が迎えられるためにというので保護者とそれから学校代表と、それから教育委員会と持ち物、あるいは学校で言えば教育課程について、そういうふうな学校のスムーズな接

続をするための準備の会を立ち上げると。それで、できるだけ早く立ち上げたいと思っております。

今、中学校の校長さん方には7月の2日に、これまで統合を済ませた地域の中学校の校長さんがおられるわけです。それで、その統合した学校はどういうことを気をつけんにゃいけん、どういふことを気をつけたというふうなことを7月の早々にも始めようと思っております。

それで、そういった意味でとにかく事務手続が済めば可能な限り早く取りかからないと、実際に今一番困っているのは、自由区にしますと子供たちがどの学校へ行くかでバスをどうするかというふうな問題もあつたりします。そんな意味で、可能な限り早くスタートさせたいというふうに思っています。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） いわゆる廃校になってよその学校へ行かにならん地域の子も父兄も、統合が決まるともう私が感じておるのは予想以上に、ああどうせどこへ行かにならんよというような楽な気持ちかと思うと全く反対で、これは学校の統合は決まったがわしらは今度はどうなるんかいなあというふうな、非常に切迫感ちゅうか緊迫感ちゅうかそういうのが非常に強い。

特に、対象になるのが中学校1年、それから小学校の6年、5年ですから、その連中はまず第一陣を切らにならんなんですから、その子供なり父兄はかなり神経をとがらしておるわけで、しっかりそこら辺も教育長さんは頭に入れてはおられると思いますが、しっかり御指導願いたいと思います。

最後に、中学校のいわゆる廃校になったあとの利用については、いろいろこの前も質問してまた2回目でなかなかええ返事がない、もちろんそうではありますが、私はもし、これはちょっともしという言葉は使うちゃいけません、あれをどう生かしていくか、何かこう専門のプロジェクトちゅうか委員会ちゅうか、あるいはまだほかの地域にも廃校になる中学校もあろうかと思いますが、そこら辺は広く（発言する者あり）メンバー集めて、有志を集めて、場合によっては町の広報とかあるいはインターネット等で、いい考え、いい意見を募集するとかいろいろこの対策を講じて、ひとつあつこの施設が荒れんように、それとすぐにでも統合、中学校の統合の今後の運営も大事ですがあれをいかに生かしていくかということも同等にひとつ真剣に考えてもらいたいと思います。

以上、質問終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で杉山議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。14時20分まで休憩いたします。13分間。

午後 2 時 07 分休憩

午後 2 時 20 分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

日程第 2 . 報告第 2 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、報告第 2 号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 報告第 2 号は専決処分の報告であります。

平成 18 年度港整備交付金、日良居漁港浮棧橋設置工事につきましては、昨年 11 月から鉄建建設株式会社広島支店と契約を締結し工事を進めておりまして、完成間近となっております。

工事を進めていく中で、土のう工、あるいは照明等の移設工等の増嵩がありまして、原契約 8,657 万 2,500 円に 69 万 3,000 円を増額した 8,726 万 5,500 円とする請負変更契約について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第 3 . 議案第 1 号

日程第 4 . 議案第 2 号

日程第 5 . 議案第 3 号

日程第 6 . 議案第 4 号

日程第 7 . 議案第 5 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 3、議案第 1 号平成 19 年度周防大島町一般会計補正予算（第 1 号）から、日程第 7、議案第 5 号平成 19 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 5 議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第 1 号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 議案 1 号平成 19 年度周防大島町一般会計補正予算について、反対の立場から討論いたします。

今回の補正額そのものは、実際的には 5,327 万 9,000 円という状況であります。大きく落ちた部分、三浦漁港に関する部分が落ちたので、実質的には七、八千万円の補正という額になるかと思えます。

また、中身についても3月議会で予算計上、未計上だった部分が吸い上げられたかなというふうに見えますが、実際的に一つ一つ点検してみますといろんな問題点があるというふうに思います。

まず一つは、バス購入費であります。例えば、今までバス購入費について、例えば旧東和町が委託契約、防長に委託契約の際に実際的に交付税を利用して、特交でしたか利用して買ったという事例はありますが、今回は一般財源です。

私、全協や一般質問を通じていわゆるバス会社の撤退によって新たな負担が出るんじゃないかということ指摘しておりましたが、まさに新たな負担部分が出ておる。それを一般財源で今回組み込んだということでもあります。その是非については、いろんな角度から分析しなければならないというふうに考えております。実際的に、過去のいろんな運行形態を見ておるものなら、いかに異常かということでもあります。まさに新たな負担というべきものです。

それともう一つは、例えば耐力度調査に上がった800万円余りの学校の調査費であります。これは、もう三、四年前から既に耐力診断という格好の中で、これは県補助がついちょっとんじゃないかというふうに思われますが、実態どうであったのかというのは非常に不明であります。実際的に、今なぜ建てかえが必要なのかという議論については、まだ非常に私は不十分だというふうに考えております。

また、今結局は耐力度調査をやれば、次には基本設計、そしてまた実施設計、そして建設ということになります。御承知のように、全員協議会、委員会等で老朽化しておると説明は確かにありました。

しかし、ほいじゃあ明日の日にも倒れるのか、それともどうなのかというのが非常な不明のままでありました。ほじゃけ、実際的に建てかえするものについてはいろんな議論があるところですが、やっぱり活用方、その後の活用方について、やっぱりいろいろ今の時点で議論しちょかんやいけんのんじゃないか。

例えば、既に、例えば合併後わずかな年度でいわゆる中学1校制を考えておるようであります。そうすれば、その後の利用方についてはどうするのか、それは全く議論のないまま耐力度調査の開始。

そしてまた、条例議論で行いましたが、結局は非常に危険校舎の中に新たな中学校の子供が入るという実態も、流れからすれば起こり得るといふ点もこれは明らかじゃないかと思えます。

確かに、いろいろな議論があるかもわかりませんが、私は今の段階で、例えば建てかえの是非についてももう少し慎重な議論が必要ではないかと。また、耐力度調査にかかわるような部分だったら、早い時期な中学校の耐震診断ちゅうのは行われてなけりやいけな問題ではないかというふうに考えます。

次に、国体についてであります。さきにきらら博ということで、いろんな自治体大同意の中できらら博がやられました。今度は、国体に対してまた同じような自治体ぐるみ、自治体のいわゆる財政を使った応援隊として国体やるのがいいのかなのか、これもやっぱり議論のあるところです。

立ち上がりの段階で60数万円で済んじゃうようなのですが、これが国体が開始されるまで一体幾ら出すのか、県に対してですね。こんな、やっぱりもう少し私は議論の余地がある部分だというふうに思います。

私は、地方自治体の財政のあり方は、基本的には単年度主義ということで当然だというふうに思いますが、実際的には合併後3年間において町民の皆さん方の状態がどういうふうに推移してきたのか、これをもとに私は予算計上することが大事だということを書いてきました。

この間、実際的に見ますと国の改正であろうということで、1世帯当たり2万円の負担増になっております。これは、国の改正による部分だけです。あと、例えば町独自の施行の部分で言えばかなりの負担増とかなりのサービス低下が起こっちゃう、そういう中で補正予算をどう組むかという点であります。その点で、私は今回も中身を見て非常に問題があるというふうに考えております。

以上の立場から、議案1号について反対の立場から討論したいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。 反対討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の補正の内訳は、職員人件費分の繰り入れと実際的なシステム改修分であります。ほど、システム改修分については既に明らかのように、国、県が、国が導入し、いわゆる県段階で1つの後期高齢者の国保加入者等を一括して独立させていくということとあります。

今まで国がやろうとしてきたこと、それぞれ一つ一つ考えてみれば、いわゆる制度の自立的位置という格好の中で進めてきました。今回も、その流れの中でいきますが、中身としてどうなるかと言えば、やはり国の負担減といわゆる実際的なその中でのサービス低下が起こるというふうに

低下しております。

といいますのは、今いわゆる町の事業主体から離れて後期高齢者の団体をつくるという格好でいけば、中身としては、資格証明書の取り扱いについても非常に私は行き過ぎが起こるんじゃないかと。

窓口が、地元の自治体であればある程度顔が見えます。しかし、窓口が今度は事業主体が変わってくると、一人一人の加入者の顔も見えないというシステムになってくるというふうに思います。

実際的に、国が進めてずっと流れ、この20年間見てみますと、例えば国保で言えば退職者を含めた以降どうなったかと言えば、結局は今見込み違いということでかなりの地方自治体と町民に圧迫が来ておるといふ、これは現実なんです。

そうして、また今度新たに、例えば年金等から一定して加入金と言いますか、お金を徴収する方法からするとやっぱりサービス低下といわゆる徴収の非常な厳しさ、これがセットになってやってくる可能性が大きいというふうに思います。

こういう意味では、今まで議員の皆さん方もこれは国が決めたんだからしょうがないよ、県がやることだからというだけで、地方自治体の財政は論議できないという点はまた改めて私は論議の中に入れたいというふうに思います。

以上であります。反対の立場からの討論を終わります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。 反対討論はありますか。 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありますか。 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第3号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第4号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

平成19年度周防大島町老人農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり議員を派遣いたしたいと思います。いってますかね、はい。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第9．委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出が2件提出されましたので、お手元に配布いたしております。2件について、順次お諮りします。

まず、請願第2号上関町原発建設反対を求める請願書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、請願第2号 上関町原発建設反対を求める請願書については閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、陳情要望第7号上関町原発建設促進を求める請願書については閉会中の継続審査とすることに決定しました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成19年第2回定例会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

議長（新山 玄雄君） 御苦労さまでした。

午後2時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 安本 貞敏

署名議員 伊東 梅芳

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員